

○ 総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月 日

総務大臣 鈴木 淳司

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(道府県に係る十二月分の算定方法)

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事 項	算 定 方 法
一 災害によ る被害農林漁業者等に 対する資金の融通に 関する暫定措置法（昭和 三十年法律第二百三十六号）の規定によ りその年の一月一日から十二月三十一日 までの間に地方団体が行う利子補給に要する 経費のうち、当該道府県が負担す べき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、當 資金等の利 該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出さ れたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額と 損失補償に 要する経費 があること	天災による被害農林漁業者等に 対する資金の融通に 関する暫定措置法（昭和 三十年法律第二百三十六号）の規定によ りその年の一月一日から十二月三十一日 までの間に地方団体が行う利子補給に要する 経費のうち、当該道府県が負担す べき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、當 資金等の利 該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出さ れたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額と 損失補償に 要する経費 があること
二 鉱害復旧 事業に要す る経費があ ること。	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第四十八条の三の規定による経済産業大臣の指定 を受けた法人の基金の造成のために新エネルギー・産業技術総合開発機構が行 う拠出と一体として当該道府県が行う当該法人への出えんのために借り入れた 地方債の当該年度における利子支払額に〇・六を乗じて得た額とする。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。

改 正 前

(道府県に係る十二月分の算定方法)

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事 項	算 定 方 法
一 災害によ る被害農林漁業者等に 対する資金の融通に 関する暫定措置法（昭和 三十年法律第二百三十六号）の規定によ りその年の一月一日から十二月三十一日 までの間に地方団体が行う利子補給に要する 経費のうち、当該道府県が負担す べき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、當 資金等の利 該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出さ れたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額と 損失補償に 要する経費 があること	天災による被害農林漁業者等に 対する資金の融通に 関する暫定措置法（昭和 三十年法律第二百三十六号）の規定によ りその年の一月一日から十二月三十一日 までの間に地方団体が行う利子補給に要する 経費のうち、当該道府県が負担す べき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、當 資金等の利 該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出さ れたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額と 損失補償に 要する経費 があること
二 鉱害復旧 事業に要す る絏費があ ること。	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第四十八条の三の規定による経済産業大臣の指定 を受けた法人の基金の造成のために新エネルギー・産業技術総合開発機構が行 う拠出と一体として当該道府県が行う当該法人への出えんのために借り入れた 地方債の当該年度における利子支払額に〇・六を乗じて得た額とする。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。

事業等に要する経費の財源に充てたため借り入れた特別

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二 災害対策基本法第二百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十一年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十一年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

#### 四 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

一 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目 り災世帯数 農作物被害面積（ヘクタール）	額
三、七〇〇円 (ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては <b>六、三〇〇円</b> )	一七、六〇〇円

項目 り災世帯数 農作物被害面積（ヘクタール）	額
三、六〇〇円 (ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては <b>六、一〇〇円</b> )	一七、六〇〇円

死者及び行方不明者の数

八七五、〇〇〇円

事業等に要する経費の財源に充てたため借り入れた特別

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二 災害対策基本法第二百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十一年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十一年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

#### 四 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

一 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目 り災世帯数 農作物被害面積（ヘクタール）	額
三、六〇〇円 (ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては <b>六、一〇〇円</b> )	一七、六〇〇円

死者及び行方不明者の数

八七五、〇〇〇円

障害者の数

四三七、五〇〇円

五 森林災害  
復旧事業の  
補助に要す  
る経費があ  
ること。

三 当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に○・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。  
激甚灾害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に○・八を乗じて得た額とする。

六 前年度分  
の災害復旧  
事業等に要  
する経費の  
財源に充て  
るために當該  
年度の六月  
一日から十  
月三十一日  
までの間に  
おいて借り  
入れた地方  
債又は當該  
年度分の災  
害復旧事業  
等に要する  
経費の財源  
に充てるた  
め當該年度  
の四月一日  
から十月三  
十一日まで  
の間におい  
て借り入れ  
た地方債の  
係るもの

公共災害復旧事業に係るもの	区 分	率
○・九五〇	○・九五〇	○・九五〇

障害者の数

四三七、五〇〇円

五 森林災害  
復旧事業の  
補助に要す  
る経費があ  
ること。

三 当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に○・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。  
激甚灾害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に○・八を乗じて得た額とする。

六 前年度分  
の災害復旧  
事業等に要  
する経費の  
財源に充て  
るために當該  
年度の六月  
一日から十  
月三十一日  
までの間に  
おいて借り  
入れた地方  
債又は當該  
年度分の災  
害復旧事業  
等に要する  
経費の財源  
に充てるた  
め當該年度  
の四月一日  
から十月三  
十一日まで  
の間におい  
て借り入れ  
た地方債の  
係るもの

公共災害復旧事業に係るもの	区 分	率
○・九五〇	○・九五〇	○・九五〇

元利償還金  
があること

単独災害復旧事業及び小災害に係るもの	○・四七五
石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇

元利償還金  
があること

単独災害復旧事業及び小災害に係るもの	○・四七五
公害防止事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇
○・七〇〇	○・七〇〇
○・七〇〇	○・七〇〇

- 二 当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額
- 三 前年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式VIに規定する元利償還金の額に乘すべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）に○・二八五を乗じて得た額
- 四 当該年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に○・二八五を乗じて得た額
- 五 前年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式XVIIIに規定する元利償還金の額に乘すべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号において同じ。）に○・二八五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）
- 六 当該年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に○・二八五を乗じて得た額
- 七 前年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費

七 炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。  
八 公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

八 当該年度分の災害対策基本法第一百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

九 国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業及び旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

七 炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。

の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業及び旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に○・二を乗じて得た額とする。

八 公営企業に係る災害復旧事業に関する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

一 次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方団体が經營する病院事業及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が經營する病院事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災の災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため特定被災地方公共団体（阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第二条第一項の特定被災地方公共団体をいう。）及び総務大臣が指定する一部事務組合が借り入れた地方債（以下「阪神・淡路大震災災害復旧事業債」という。）を除く。次条第一項第三号イ

立行政法人から支拂を受けた償還金の貯済として当該会員に當該公営企業型地方独立行政法人に交付した交付金の額)に〇・五を乗じて得た額  
二 前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの給水原価が一四

立行政法人がこれまで受けた償還金の貿易として当該会員に當該公債に業型地方独立行政法人に交付した交付金の額)に〇・五を乗じて得た額

四円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一四八円以上である上水道事業（以下「高料金上水道事業」という。）に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額。この場合における給水原価及び資本費は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

三 流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）第十七条（過疎法附則第五条において準用する場合並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条若しくは旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二の規定に基づき設置される公共下水道幹線管渠等に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

九 病院に要する経費が  
あること。

事務組合等（一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）、市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次条第一項第三号イの表第十二号、**第十五条**において同じ。）が経営する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床（同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）若しくは感染症病床（同項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（道府県が組織する一部事務組合等又は道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち

一円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一四八円以上である上水道事業（以下「高料金上水道事業」という。）に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額。この場合における給水原価及び資本費は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

三 流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）第十七条（過疎法附則第五条において準用する場合並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条若しくは旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二の規定に基づき設置される公共下水道幹線管渠等に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

九 病院に要する経費が  
あること。

事務組合等（一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）、市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次条第一項第三号イの表第十二号、**第十五条**において同じ。）が経営する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床（同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）若しくは感染症病床（同項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（道府県が組織する一部事務組合等又は道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち

、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費とする。)として総務大臣が調査した額の合算額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)のうちいずれか少ない額とする。

一 道府県等(道府県、道府県が組織する一部事務組合等、道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号から第六号まで並びに本表第十四号及び第六十六号において同じ。)が經營する病院(次の表の区分の欄第一号から第三号までについては、「公立病院経営強化の推進について」(令和四年三月二十九日付け総財準第七十二号)総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。)に基づき公立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)を策定したものとして総務大臣が調査した病院(令和五年三月三十日までに事業を廃止するものとして着手しているもの又は令和六年三月三十日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。)に限る。)について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床(感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。)の数(同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床及び療養病床(以下「一般病床等」という。)の許可病床の数が百を超えないときは、「一般病床等の許可病床の数、百を超えるときは、百から百を超えた」一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数(以下「要件該当許可病床の数」という。)を上限とする病床の数(施設全体の最大使用病床の数(同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度(以下「病床機能報告制度」という。)において都道府県に報告する施設全體の施設全体の一般病床等の数に、次の算式により算定した数を合算した数とする。以下同じ。)が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数(以下「要件該当最大使用病床の数」という。)とするとする。)として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

算式

$$(A - B) \times 0.3 + (B - C) \times 0.6 + (C - D) \times 0.9$$

(A - B)、(B - C) 又は (C - D) が負数となるときはそれぞれ 0 とし、C が A より

、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費とする。)として総務大臣が調査した額の合算額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)のうちいずれか少ない額とする。

一 道府県等(道府県、道府県が組織する一部事務組合等、道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次号、第三号、第五号から第七号まで並びに本表第四十六号及び第六十六号において同じ。)が經營する病院(次の表の区分の欄第一号から第三号までについては、「公立病院経営強化の推進について」(令和四年三月二十九日付け総財準第七十二号)総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。)に基づき公立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)を策定したものとして着手しているもの又は令和五年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。)に限る。)について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床(感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。)の数(同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床及び療養病床(以下「一般病床等」という。)の許可病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数(以下「要件該当許可病床の数」という。)を上限とする病床の数(施設全体の最大使用病床の数(同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度(以下「病床機能報告制度」という。)において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数に、次の算式により算定した数を合算した数とする。以下同じ。)が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数(以下「要件該当最大使用病床の数」という。)とする。)として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

算式

$$(A - B) \times 0.6 + (B - C) \times 0.9$$

(A - B) 又は (B - C) が負数となるときはそれぞれ 0 とし、C が A より

し、C が A よりも小さくないときは  $(A - B)$  は 0 とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは  $(A - B)$ 、 $(B - C)$  及び  $(C - D)$  は 0 とし、 $C \leq D \leq B$  のときは  $(B - C)$  は  $(B - D)$  とし、 $B \leq C \leq D \leq A$  又は  $C \leq D \leq A$  のときは  $(A - B)$  は  $(A - D)$  とし、 $B \leq D \leq C \leq A$  のときは  $(A - B)$  は  $(A - B)$  とし、 $(A - B) \times 0.3$ 、 $(B - C) \times 0.6$  及び  $(C - D) \times 0.9$  に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 前三年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の稼働病床数

B 前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C 前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D 当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一 その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一 その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数

イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	○六、〇〇八一〇、〇〇円、一〇円、一〇〇円、一〇床以上である場合にあつては二〇一四、〇円	〇六、〇〇八一〇、〇〇円、一〇〇円、一〇床以上である場合にあつては二〇一四、〇円	〇六、〇〇八一〇、〇〇円、一〇〇円、一〇床以上である場合にあつては二〇一四、〇円
ロ 当該病院から最寄り的一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

りも小さくないときは  $(A - B)$  は 0 とし、 $B \leq C \leq A$  のときは  $(A - B)$  は  $(A - C)$  とし、 $(A - B) \times 0.6$  及び  $(B - C) \times 0.9$  に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床及び療養病床の稼働病床数

B 前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C 当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D 前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの		施設全体の最大使用病床の数	
イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。		病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。	
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。		ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
三 この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	施設全体の最大使用病床の数	三八、〇〇円	病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。
イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。	三八、〇〇円	病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万未満であること。	〇〇〇円	〇円	〇円

二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの		施設全体の最大使用病床の数	
イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。		病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。	
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。		ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
三 この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	施設全体の最大使用病床の数	三八、〇〇円	病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。
イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。	三八、〇〇円	病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満であること。
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万未満であること。	〇円	〇円	〇円

二 道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和六年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院の一般病床等の許可病床の数は、百から百を超えた	四 次号に掲げる病院以外の病院 五 リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	可病床の数 ○円  三七五、〇	結核病床の許可病床の数 一、九七六 、〇〇〇円		
					単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	から三人万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和五年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院の一般病床等の許可病床の数は、それぞれ百から百	四 次号に掲げる病院以外の病院 五 リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	可病床の数 ○円  三四一、〇	結核病床の許可病床の数 一、七九六 、〇〇〇円		
					単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	から三人万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数が中核要件該当許可病床の数以上となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「中核要件該当施設全体の最大使用病床の数」という。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区	分	病床の数
一 一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上 ロ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ 道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 二 へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五四九、〇〇〇円
二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上 五〇〇床未満であること。 ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である	施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円

を超えた一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数が中核要件該当許可病床の数未満となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数以上となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「中核要件該当施設全体の最大使用病床の数」という。）とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区	分	病床の数
一 一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上 ロ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ 道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 二 へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五四九、〇〇〇円
二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上 五〇〇床未満であること。 ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である	施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円

ること。

- ハ 道府県の医療計画において  
、二次救急医療機関又は三次  
救急医療機関として位置づけ  
られていること。

- 二 へき地医療拠点病院又は災  
害拠点病院の指定を受けてい  
ること。

施設全体の最大使用病床の数	三 この表中第一号及び前号に掲 げる一般病院以外の一般病院で 次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病 床を除く。）が一〇〇床以上 五〇〇床未満であること。 ロ 直近の国勢調査に基づく当 該病院の半径五キロメートル 以内の人口が三万人以上十万 人未満であること。 ハ 道府県の医療計画において 、二次救急医療機関又は三次 救急医療機関として位置づけ られていること。 二 へき地医療拠点病院又は災 害拠点病院の指定を受けてい ること。
一、〇三三、〇〇〇円に 直近の国勢調査に基づく 当該病院の半径五キロメ ートル以内の人口から三 万人を控除して得た数を 七万人で除して得た数を 一から控除して得た数を 乗じて得た額（表示単位 は千円とし、表示単位未 満の端数があるときは、 その端数を四捨五入する 。）	

三 道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一一、三七五、〇〇〇円を乗じて得た額 〔削る〕	四 道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて総務大臣が調査した病院数に一一、三七五、〇〇〇円を乗じて得た額 〔削る〕	五 道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額
---	--	---

ること。

- ハ 道府県の医療計画において  
、二次救急医療機関又は三次  
救急医療機関として位置づけ  
られていること。

- 二 へき地医療拠点病院又は災  
害拠点病院の指定を受けてい  
ること。

施設全体の最大使用病床の数	三 この表中第一号及び前号に掲 げる一般病院以外の一般病院で 次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病 床を除く。）が一〇〇床以上 五〇〇床未満であること。 ロ 直近の国勢調査に基づく当 該病院の半径五キロメートル 以内の人口が三万人以上十万 人未満であること。 ハ 道府県の医療計画において 、二次救急医療機関又は三次 救急医療機関として位置づけ られていること。 二 へき地医療拠点病院又は災 害拠点病院の指定を受けてい ること。
一、〇三三、〇〇〇円に 直近の国勢調査に基づく 当該病院の半径五キロメ ートル以内の人口から三 万人を控除して得た数を 七万人で除して得た数を 一から控除して得た数を 乗じて得た額（表示単位 は千円とし、表示単位未 満の端数があるときは、 その端数を四捨五入する 。）	

三 道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一一、三七五、〇〇〇円を乗じて得た額 〔削る〕	四 道府県の医療計画に基づき当該道府県が整備し、及び運営する救命救急セ ンター（当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行 政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、 運営する救命救急センターを含む。）の数として総務大臣が調査した数に一 九二、七〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額 〔削る〕	五 道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額
---	---	---

五	区分	分	額
道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、	一 厚生労働大臣が定める施設の基準に適合してい るものとして都道府県知事に届け出た新生児特定 集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下 「新生児特定集中治療室等」という。）の有する 病床の数	二 新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有する ものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期 特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等 に準ずる室」という。）の有する病床の数	三 新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特 定集中治療室等において管理していた者のうち、 軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者、 同室における管理が必要とされる状態に移行する ことが予想されるものの現時点では管理の程度が 緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低 いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を收 容する室又は新生児特定集中治療室等から退出し た児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要と する児童を収容する室。以下同じ。）の有する病 床の数
	六、五〇〇、〇〇〇円	五、一二〇〇、〇〇〇円	二、七五〇、〇〇〇円

六	区分	分	額
道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、	一 厚生労働大臣が定める施設の基準に適合してい るものとして都道府県知事に届け出た新生児特定 集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下 「新生児特定集中治療室等」という。）の有する 病床の数	二 新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有する ものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期 特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等 に準ずる室」という。）の有する病床の数	三 新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特 定集中治療室等において管理していた者のうち、 軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者、 同室における管理が必要とされる状態に移行する ことが予想されるものの現時点では管理の程度が 緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低 いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を收 容する室又は新生児特定集中治療室等から退出し た児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要と する児童を収容する室。以下同じ。）の有する病 床の数
	六、五〇〇、〇〇〇円	五、一二〇〇、〇〇〇円	二、七五〇、〇〇〇円

小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に「一・五七五

、〇〇〇円を乗じて得た額

、道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染

症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に「四・一九一」、〇〇〇円

を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

十 千害、冷  
害、凍霜害  
算式

A × 0.010 × α

等による特  
算式の符号

別の勘定需  
要があつた  
通達)に規定する被害報告の結果に基づくその年の1月1日から10月31  
日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による当該道府県

の農作物被害額(以下「農作物被害額」という。)

α 農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経  
営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た  
数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算し  
た数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に  
掲げる率

区	分	率
大國〇'〇〇〇円未満		1・〇〇
大國〇'〇〇〇円以上「一・一八〇'〇〇〇円未満		1・一〇
「一・一八〇'〇〇〇円以上		1・一一〇

十 連年の  
災害による  
算式

別の勘定需  
要があつた  
通達)に規定する被害報告の結果に基づくその年の1月1日から10月31  
日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による当該道府県

の農作物被害額(以下「農作物被害額」という。)

α 農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経  
営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た  
数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算し  
た数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に  
掲げる率

区	分	率
大國〇'〇〇〇円未満		1・〇〇
大國〇'〇〇〇円以上「一・一八〇'〇〇〇円未満		1・一〇
「一・一八〇'〇〇〇円以上		1・一一〇

十 連年の  
災害による  
算式

別の勘定需  
要があつた  
通達)に規定する被害報告の結果に基づくその年の1月1日から10月31  
日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による当該道府県

の農作物被害額(以下「農作物被害額」という。)

α 農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経  
営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た  
数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算し  
た数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に  
掲げる率

A 当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生  
した災害(火災を除く。)のため当該道府県の区域内において国の負担金  
又は補助金を受け施行する災害復旧事業(森林災害復旧事業を除く。)  
及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対

小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に「一・五七五

、〇〇〇円を乗じて得た額

、道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染

症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に「四・一九一」、〇〇〇円

を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

十 千害、冷  
害、凍霜害  
算式

A × 0.010 × α

等による特  
算式の符号

別の勘定需  
要があつた  
通達)に規定する被害報告の結果に基づくその年の1月1日から10月31  
日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による当該道府県

の農作物被害額(以下「農作物被害額」という。)

α 農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経  
営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た  
数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算し  
た数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に  
掲げる率

区	分	率
大國〇'〇〇〇円未満		1・〇〇
大國〇'〇〇〇円以上「一・一八〇'〇〇〇円未満		1・一〇
「一・一八〇'〇〇〇円以上		1・一一〇

十 連年の  
災害による  
算式

別の勘定需  
要があつた  
通達)に規定する被害報告の結果に基づくその年の1月1日から10月31  
日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による当該道府県

の農作物被害額(以下「農作物被害額」という。)

α 農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経  
営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た  
数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算し  
た数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に  
掲げる率

A 当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生  
した災害(火災を除く。)のため当該道府県の区域内において国の負担金  
又は補助金を受け施行する災害復旧事業(森林災害復旧事業を除く。)  
及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対

策事業に要する経費の合算額

B 当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C 次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

因	分	率
AのうちB以下の分		○・○一〇
AのうちBを超えるBの二倍までの分		○・○一五
AのうちBの二倍を超える分		○・○一〇

十二 卸売市場等の建設

一 卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る業者における業者による改良又は卸売市場等にかかる施設の指導監督に要する経費がある）の建設改良に要する元利償還金又は平成十六年度以前に国による補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

十一 卸売市場等の建設

一 卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る業者における業者による改良又は卸売市場等にかかる施設の指導監督に要する経費がある）の建設改良に要する元利償還金又は平成十六年度以前に国による補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

十一 卸売市場等の建設

一 卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る業者における業者による改良又は卸売市場等にかかる施設の指導監督に要する経費がある）の建設改良に要する元利償還金又は平成十六年度以前に国による補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

十一 卸売市場等の建設

一 卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る業者における業者による改良又は卸売市場等にかかる施設の指導監督に要する経費がある）の建設改良に要する元利償還金又は平成十六年度以前に国による補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

策事業に要する経費の合算額

B 当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C 次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

因	分	率
AのうちB以下の分		○・○一〇
AのうちBを超えるBの二倍までの分		○・○一五
AのうちBの二倍を超える分		○・○一〇

十三 地方公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る

八十二条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下の号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業以外の事業で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る

十三 地方公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る

八十二条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下の号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業以外の事業で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る

金に係る公的負担に要する経費が、する経費があること。

十四 重要文化財等の保  
存等に要する経費があること。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区 分	額
一 当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定による文化財	二八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二六〇、〇〇〇円

金に係る公的負担に要する経費があること。

十四 重要文化財等の保  
存等に要する経費があること。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区 分	額
一 当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定による文化財	二八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二六〇、〇〇〇円

金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額(以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。)を除く。)の経常費用に対する不足額(以下この号において「経常収支の不足額」という。)があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金(以下この号において「繰越欠損金」という。)があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

#### 十四 重要文

化財等の保  
存等に要す  
る経費があ  
ること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

金に係る公的負担に要する経費があること。

十四 重要文化財等の保  
存等に要する経費があること。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区 分	額
一 当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定による文化財	二八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二六〇、〇〇〇円

金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額(以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。)を除く。)の経常費用に対する不足額(以下この号において「経常収支の不足額」という。)があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金(以下この号において「繰越欠損金」という。)があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

#### 十四 重要文

化財等の保  
存等に要す  
る経費があ  
ること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

金に係る公的負担に要する経費があること。

十四 重要文化財等の保  
存等に要する経費があること。  
一 当該道府県の区域内に所在する文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区 分	額
一 当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定による文化財	二八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二六〇、〇〇〇円

金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額(以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。)を除く。)の経常費用に対する不足額(以下この号において「経常収支の不足額」という。)があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金(以下この号において「繰越欠損金」という。)があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

			基づく当該道府県の条例により指定又は登録された文化財
二 当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額			
三 埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額			

  

区	分	率
保存目的調査等		○・八
緊急調査のうち本発掘調査		○・三

			基づく当該道府県の条例により指定又は登録された文化財
二 当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額			
三 埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額			

  

区	分	率
保存目的調査等		○・八
緊急調査のうち本発掘調査		○・三

十六 緩衝緑地造成事業 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第四条 第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した緩衝緑地造成事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額(当該地方公共団体が負担する分及び平成十四年度以降の新規事業については当該事業に要する経費の財源に充てるため解散前の環境事業団が借り入れた借入金の償還に要する経費分に限る。以下この号において「支出額」という。)に○・五を乗じて得た額(ただし、支出額が三億円を超える場合には、三億円以下の額にあつては○・五を、三億円を超える額にあつては○・一五をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。)とする。
十七 地籍調査 植木道府県が当該年度において負担する地籍調査に要する経費であつて国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第九条の二第二項の規定による国庫負担金、社会資本整備総合交付金(社会資本整備円滑化地籍事業に限る。)又は社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助を伴つものに○・八を乗じて得た額
十八 職員の海外派遣に要する経費 国際化施策として実施する職員の海外派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。
十九 高等学校寄宿舎に要する経費 次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。 一 次の算式によつて算定した額 算式 $A \times \underline{276,000} \text{ 円}$
二十 下水の高度処理に要する経費 総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額
二十一 自動車運送事業に係る共済附加費用に要する経費がある(い)と 次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。 一 次の算式によつて算定した額 算式 $A \times \underline{117,526} \text{ 円} \times 0.5$

<p>十六 緩衝綠地造成事業に要する経費があること。</p> <p>十七 地籍調査に要する経費があること。</p> <p>十八 職員の海外派遣に要する経費があること。</p>	<p>十九 高等学校寄宿舎に要する経費があること。</p>	<p>二十 下水の高度処理に要する経費があること。</p> <p>二十一 自動車運送事業に係る共済附加費用に要する経費があること。</p>	<p>第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した緩衝綠地造成事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額（当該地方公共団体が負担する分及び平成十四年度以降の新規事業については当該事業に要する経費の財源に充てるため解散前の環境事業団が借り入れた借入金の償還に要する経費分に限る。以下この号において「支出額」という。）に○・五を乗じて得た額（ただし、支出額が三億円を超える場合には、三億円以下の額にあつては○・五を、三億円を超える額にあつては○・一五をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。）とする。</p> <p>道府県が当該年度において負担する地籍調査に要する経費である国土調査法（昭和二十六年法律第二百八号）第九条の二第二項の規定による国庫負担金、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍事業に限る。）又は社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助を伴うものに○・八を乗じて得た額</p> <p>国際化施策として実施する職員の海外派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>A 当該年度の5月1日現在における道府県立の高等学校の寄宿舎入舍生徒数として総務大臣が調査した数</p> <p>一 高等学校の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額</p> <p>下水の高度処理に要する経費（工場又は事業所等からの排水に係るもの）を除く。）として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> <p>A × <u>132,348</u> 円 × 0.5</p> <p>A 前年度の3月31日現在における当該道府県の経営する自動車運送事業</p>
---	-------------------------------	---	---

1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。地近接等危険住宅移転事業に要する事業に要す	業員数として総務大臣が調査した数。 11 地方公共団体の経営する自動車運送事業について、共済年金に係る追加費用の負担に要する経費として当該道府県が当該年度中に一般会計からの自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額 次の算式によつて算定した額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。地近接等危険住宅移転事業に要する事業に要す	業員数として総務大臣が調査した数。 11 地方公共団体の経営する自動車運送事業について、共済年金に係る追加費用の負担に要する経費として当該道府県が当該年度中に一般会計からの自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額 次の算式によつて算定した額とする。
1111 高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があると。	算式 $(A + B) \times 0.5$ A 老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 平成17年3月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	算式 $(A + B) \times 0.5$ A 老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 平成17年3月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する経費があると。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する経費があると。
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する経費があると。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する経費があると。
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する絏費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。
1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する絏費があると。	1111 高齢者保健福祉事業に要する経費があると。	渡船場に要する絏費があると。
1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する絏費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する絏費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。
1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	渡船場に要する絏費があると。	1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	渡船場に要する絏費があると。
1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する絏費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。	1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する絏費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てぬため一般会計からの港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべるものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額とする。
1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	渡船場に要する絏費があると。	1111 高齢者保健福祉事業に要する絏費があると。	渡船場に要する絏費があると。

る経費がある。

（ア）

1)十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費がある。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

（イ）

1)十七 離島航路等の維持に要する経費がある。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

（ア） $(A - B) \times 0.8$

算式の符号

A 離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

1)十八 森林病害虫等防除事業による経費がある。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

（ア） $(A - B) \times 0.5$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に18.9畠を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

1)十九 島による経費がある。

次の算式によつて算定した額とする。

（ア） $(A \times 5 + B \times 0.5 + C) \times D \times \underline{8,265,000} \text{ 畠} \times 1 / 3$

算式の符号

A 当該道府県の区域内の島により存在する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に規定する支庁又は地方事務所の数

B 当該道府県の区域内の島により存在する同法第 156 条第 1 項に規定する行政機関の数

C 当該道府県の区域内の島により存在する市町村役場の数

D 当該道府県における本土と島によりまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

る経費がある。

（ア）

1)十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費がある。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

（イ）

1)十七 離島航路等の維持に要する経費がある。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

（ア） $(A - B) \times 0.8$

算式の符号

A 離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

1)十八 森林病害虫等防除事業による経費がある。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

（ア） $(A - B) \times 0.5$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に17.6畠を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

1)十九 島による経費がある。

次の算式によつて算定した額とする。

（ア） $(A \times 5 + B \times 0.5 + C) \times D \times \underline{8,282,000} \text{ 畠} \times 1 / 3$

算式の符号

A 当該道府県の区域内の島により存在する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に規定する支庁又は地方事務所の数

B 当該道府県の区域内の島により存在する同法第 156 条第 1 項に規定する行政機関の数

C 当該道府県の区域内の島により存在する市町村役場の数

D 当該道府県における本土と島によりまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区	分	率
七十五キロメートル未満	○・五	
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・〇	
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	一・〇	
三百五十キロメートル以上	一・〇	
国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。		
〔十一〕 農家負担金軽減支援対策に要する経費があること		
〔十一〕 地盤沈下対策に要する経費があること		
〔十一〕 公害健康被害の補償等に要する経費があること		
〔十一〕 公害健康被害の算式		
(A+B) × 0.8 + (C+D) × 0.6		
算式の符号		
A 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額		
B 国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第 46 条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額		
C 道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額		
D 道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額		
〔十一〕 留学		
道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）等における教育を受ける外国人学生）で、生支援に要		
〔十一〕 留学		
道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）等における教育を受ける外国人学生）で、生支援に要		
〔十一〕 公害健康被害の算式		
(A+B) × 0.8 + (C+D) × 0.6		
算式の符号		
A 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額		
B 国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第 46 条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額		
C 道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額		
D 道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額		
〔十一〕 留学		
道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）等における教育を受ける外国人学生）で、生支援に要		

する経費がある。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

#### 〔十四 合併

市町村に対する補助金、交付金等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

#### 一 市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）次条において「旧法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有する」ととされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

#### 二 市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）

（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下この号において「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされるものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額。

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は令和四年度の実質公債費比率が十八・〇ペーセント以上かつ令和三年度の財政力指数が〇・五〇以下である道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

$$\text{算式} A \times 0.5$$

#### 算式の符号

A 年利率が4%以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第9条第1項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3%を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

次の算式による計算した額又は用〇〇、〇〇〇、〇〇〇円もしくはそれから少ない額とする。

#### 三 借入金に係る利子補給

（A+B+C+D+E）× 0.5

#### 算式の符号

A 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人（以下単に「森林整備法人」という。）の長期借入金に係る利子補給額又は森林整備法人の長期借入金に係る支払利子額に、森林債務引受け

する経費がある。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

#### 〔十四 合併

市町村に対する補助金、交付金等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

#### 一 市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）

（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下この号において「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされるものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額。

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は令和三年度の実質公債費比率が十八・〇ペーセント以上かつ令和二年度の財政力指数が〇・五二以下である道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

$$\text{算式} A \times 0.5$$

#### 算式の符号

A 年利率が4%以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第9条第1項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3%を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

次の算式による計算した額又は用〇〇、〇〇〇、〇〇〇円もしくはそれから少ない額とする。

#### 三 借入金に係る利子補給

（A+B+C+D+E）× 0.5

#### 算式の符号

A 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人（以下単に「森林整備法人」という。）の長期借入金に係る利子補給額又は森林整備法人の長期借入金に係る支払利子額に、森林債務引受け

に繋ぐの銀  
費だおる」

レ。

整備法人が締結する同法第二条第三項に規定する分収林契約における造林等面積に対する長伐期施業、複層林施業等を推進する面積の割合（以下「長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

B 当該年度未現在における森林整備法人に対する無利子長期貸付金残高の見込額に、当該森林整備法人が金融機関から長期借入金をしたとした場合における当該長期借入金の利率及び当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

C 平成 21 年 3 月 31 日までに、森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

D 平成 26 年 3 月 31 日以降に解散する森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

E 平成 29 年 3 月 31 日までに、森林整備法人の解散に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

国との補助金を受けて施行する水俣病総合対策事業（健康管理事業、医療事業及び申請者医療事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

事業に要する経費がある。

〔十八 医師  
の確保のための奨学金又は貸付金による経費がある〕

医療法第三十一条に規定する公的医療機関のうち当該道府県の知事が指定する機関（以下この号において「公的医療機関等」という。）に卒業後一定期間医師として勤務するのを条件として、当該道府県が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において医学を履修する課程に在学する者に対し支給した奨学金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県においては〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）及び医師法（昭和二十三年法律第一百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に、当該道府県において特に充実する必要がある診療科として当該道府県が指定する診療科（以下この号において「特定診療科」といふ。）に係る専門的研修を受けてこらる

に繋ぐの銀  
費だおる」

レ。

整備法人が締結する同法第二条第三項に規定する分収林契約における造林等面積に対する長伐期施業、複層林施業等を推進する面積の割合（以下「長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

B 当該年度未現在における森林整備法人に対する無利子長期貸付金残高の見込額に、当該森林整備法人が金融機関から長期借入金をしたとした場合における当該長期借入金の利率及び当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

C 平成 21 年 3 月 31 日までに、森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

D 平成 26 年 3 月 31 日以降に解散する森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

E 平成 29 年 3 月 31 日までに、森林整備法人の解散に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

国との補助金を受けて施行する水俣病総合対策事業（健康管理事業、医療事業及び申請者医療事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

事業に要する経費がある。

〔十八 医師  
の確保のための奨学金又は貸付金による経費がある〕

医療法第三十一条に規定する公的医療機関のうち当該道府県の知事が指定する機関（以下この号において「公的医療機関等」という。）に卒業後一定期間医師として勤務するのを条件として、当該道府県が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において医学を履修する課程に在学する者に対し支給した奨学金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県においては〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）及び医師法（昭和二十三年法律第一百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に、当該道府県において特に充実する必要がある診療科として当該道府県が指定する診療科（以下この号において「特定診療科」といふ。）に係る専門的研修を受けてこらる

医師に対して、研修修了後の一定期間を公的医療機関等の特定診療科において勤務することを条件として当該道府県が支給した研修資金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあっては○・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、二〇〇、三〇〇円を超えるときは、一〇〇、二〇〇、三〇〇円とする。）との合算額とする。

医師に対し、研修修了後の一定期間を公的医療機関等の特定診療科において医師として勤務することを条件として当該道府県が支給した研修資金又は貸付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては○・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、二〇〇、三〇〇円を超えるときは、一〇〇、二〇〇、三〇〇円とする。）との合算額とする。

三十九

伝染病対策  
に要する経  
費があるこ  
と。

四十 コイヘ 次の各号によつて算定した額の合算額とする

ルベスウイ  
ルス病対策  
に要する經  
費があるこ  
と。  
四十一 赤潮  
対策に要す  
る経費があ  
ること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

二　当該年度の十月三十一日までに発生したヨイヘル・ペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したヨイヘル・ペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

額

当該年度の十月三十一日までに発生した赤潮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十 ユイヘ

卷之三

得付

、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

の  
名

該年生  
殖実績

対策指  
定基  
準度

によつて算定した額の合算額とする。

性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律六号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして該額が負数となるときは零とする。）に○・八を乗じて得た額

該額が負数となるときは零とする。（）に○・八を乗じて得た額

度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病また特別交付税の算定の基礎とすべきものとして該道府県が算定した額を控除

対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める

く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして該道府県が算定した額に○・五を乗じて得た額

によって算定した額の合算額とする。

よ  
つ

月三 保法 疾病 もの

して  
する  
べき

算定した額の合算額とする。  
二十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱  
ノルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律  
第百五十九号）による負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん  
延する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし  
た額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が  
支する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除  
数となるときは零とする。）に〇・八を乗じて得た額  
二十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱  
ノルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病ま  
ん延する経費（前号に定める額を控除する）に〇・八を乗じて得た額  
五を乗じて得た額  
算定した額の合算額とする。

一  
し  
た

日本十成防総ま

（前）する

の合算額とする。  
でに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律）等負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まんうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして該年度の基準財政需要額のうち当該道府県がに相当する額として総務大臣が算定した額を控除ときは零とする。）に○・八を乗じて得た額でに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱等のため前号の対策に関連して実施する疾病また農家支援対策等に要する経費（前号に定める付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣て得た額の合算額とする。

じ。

ら借り入れた場合の借入金につき支払う利子の額を超える場合は、当該利子の額とする。)に○・五を乗じて得た額とする。  
四十三 第三  
セクター等  
地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第三十三条の五の七第一項に規定する地方債(以下「第三セクター等改革推進債」という。)のうち、第一号から第五号までに掲げるものに係る当該年度における利子支払額に○・五を乗じて得た額の合算額に、第六号によつて算定した額を加えた額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一 森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

二 地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの

三 土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの

四 地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、國の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの

五 公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

六 次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債(公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れたもの)に限る。以下この号において同じ。)に係る当該年度における利子支払額に○・五を乗じて得た額を上限とする。)(ただし、令和四年度の実質公債費比率が十・一ペーセント未満又は令和四年度の将来負担比率が百六十・三ペーセント未満である道府県にあつては、零とする。)

算式

$$(A - B \times 0.1) \times C \times 0.5$$

算式の符号

A 第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第13条の規定によつて

算定した当該道府県の標準財政規模の額

C 当該第三セクター等改革推進債の年利率(当該率が4%を超えるとき

じ。

ら借り入れた場合の借入金につき支払う利子の額を超える場合は、当該利子の額とする。)に○・五を乗じて得た額とする。  
四十三 第三  
セクター等  
地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第三十三条の五の七第一項に規定する地方債(以下「第三セクター等改革推進債」という。)のうち、第一号から第五号までに掲げるものに係る当該年度における利子支払額に○・五を乗じて得た額の合算額に、第六号によつて算定した額を加えた額又は五〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一 森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

二 地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの

三 土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの

四 地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、國の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの

五 公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

六 次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債(公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れるもの)に限る。以下この号において同じ。)に係る当該年度における利子支払額に○・五を乗じて得た額を上限とする。)(ただし、令和三年度の実質公債費比率が十・二ペーセント未満又は令和三年度の将来負担比率が百七十一・二ペーセント未満である道府県にあつては、零とする。)

算式

$$(A - B \times 0.1) \times C \times 0.5$$

算式の符号

A 第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第13条の規定によつて

算定した当該道府県の標準財政規模の額

C 当該第三セクター等改革推進債の年利率(当該率が4%を超えるとき

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費(災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

公的病院等(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。)に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額(当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))(同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額)を上限とする。)とする。

一 公的病院等について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床(感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。)の数(同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院については、要件該当最大使用病床の数とする。)として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費(災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

公的病院等(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。)に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額(当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))(同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額)を上限とする。)とする。

一 公的病院等について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床(感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。)の数(同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院については、要件該当最大使用病床の数とする。)として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

(注、4%とする。)

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費(災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

公的病院等(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。)に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額(当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))(同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額)を上限とする。)とする。

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

(注、4%とする。)

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費(災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

公的病院等(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。)に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額(当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))(同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額)を上限とする。)とする。

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

(注、4%とする。)

四十四 被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五 不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

く 当 該 病 院 調 査 に 基 づ く	直 近 の 國 勢 調 査 に 基 づ く	あ つ て は 二 に あ つ て は 、 ○ 一 四 、 ○ 〇 〇 円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
				ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
く 当 該 病 院 調 査 に 基 づ く	直 近 の 國 勢 調 査 に 基 づ く	あ つ て は 二 に あ つ て は 、 ○ 一 四 、 ○ 〇 〇 円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
				ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
三 この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすものイ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。		○〇〇円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		○円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	

く 当 該 病 院 調 査 に 基 づ く	直 近 の 國 勢 調 査 に 基 づ く	あ つ て は 二 に あ つ て は 、 ○ 一 四 、 ○ 〇 〇 円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
				ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
く 当 該 病 院 調 査 に 基 づ く	直 近 の 國 勢 調 査 に 基 づ く	あ つ て は 二 に あ つ て は 、 ○ 一 四 、 ○ 〇 〇 円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
				ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	
三 この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすものイ その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。		○〇〇円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		○円	施設全体の最 大使用病床の 数	その有する 病床（感染 症病床を除 く。）の数 が一〇〇床 未満である こと。	

五 リハビリテーション専門病院		四 次号に掲げる病院以外の病院	
大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病の数の合算数	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数、精神病の数	精神病床の許可病床の数	結核病床の許可病床の数
○〇円	三七五、〇	一、五二三	一、九七六
○円	○円	○円	○円

五 リハビリテーション専門病院		四 次号に掲げる病院以外の病院	
大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病の数の合算数	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数、精神病の数	精神病床の許可病床の数	結核病床の許可病床の数
○〇円	三四一、〇	一、五二三	一、七九六
○円	○円	○円	○円

二 公的病院等について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（中核要件該当施設全体の最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上満たすもの）の数（同表の上欄第一号から第三号まで）の合算額

の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区分	病床の数	額
<p>一 一般病院で次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。</p> <p>ロ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。</p> <p>ハ 道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。</p> <p>二 へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。</p>	<p>施設全体の最大使用病床の数</p> <p>一、五四九、〇〇〇円</p>	<p>一、五四九、〇〇〇円</p>
<p>二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。</p> <p>ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。</p>	<p>施設全体の最大使用病床の数</p> <p>一、〇三三、〇〇〇円</p>	<p>一、五四九、〇〇〇円</p>

二 公的病院等について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院の一般病床等の許可病床の数が百を超えるときは、中核要件該当施設全体の最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区分	病床の数	額
<p>一 一般病院で次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。</p> <p>ロ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。</p> <p>ハ 道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。</p> <p>二 へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。</p>	<p>施設全体の最大使用病床の数</p> <p>一、五四九、〇〇〇円</p>	<p>一、五四九、〇〇〇円</p>
<p>二 この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>イ その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。</p> <p>ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。</p>	<p>施設全体の最大使用病床の数</p> <p>一、〇三三、〇〇〇円</p>	<p>一、五四九、〇〇〇円</p>

ること。

- ハ 道府県の医療計画において  
、二次救急医療機関又は三次  
救急医療機関として位置づけ  
られていること。

- 二 へき地医療拠点病院又は災  
害拠点病院の指定を受けてい  
ること。

三 この表中第一号及び前号に掲 げる一般病院以外の一般病院で 次に掲げる条件を満たすもの イ その有する病床（感染症病 床を除く。）が一〇〇床以上 五〇〇床未満であること。 ロ 直近の国勢調査に基づく当 該病院の半径五キロメートル 以内の人口が三万人以上十万 人未満であること。 ハ 道府県の医療計画において 、二次救急医療機関又は三次 救急医療機関として位置づけ られていること。 二 へき地医療拠点病院又は災 害拠点病院の指定を受けてい ること。	施設全体の最 大使用病床の 数	
---	-----------------------	--

ること。

- ハ 道府県の医療計画において  
、二次救急医療機関又は三次  
救急医療機関として位置づけ  
られていること。

- 二 へき地医療拠点病院又は災  
害拠点病院の指定を受けてい  
ること。

三 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定に より告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用 病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十 を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三三、九〇〇、 〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調 査した病院数に一一、三七五、〇〇〇円を乗じて得た額 四 都道府県の医療計画に基づき法人税法第一条第六号に規定する公益法人等 のうち総務大臣が定めるものが整備し、及び運営する救命救急センターの数 として総務大臣が調査した数に一八二、一〇一、〇〇〇円を乗じて得た額 五 公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上 欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に	施設全体の最 大使用病床の 数	
---	-----------------------	--

掲げる額を乗じて得た額

区	分	額
一 新生児特定集中治療室等の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円	
二 新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	五、二〇〇、〇〇〇円	
三 新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	三、四三五、〇〇〇円	
四 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、七五〇、〇〇〇円	

掲げる額を乗じて得た額

区	分	額
一 新生児特定集中治療室等の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円	
二 新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	五、二〇〇、〇〇〇円	
三 新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	三、四三五、〇〇〇円	
四 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、七五〇、〇〇〇円	

四十六 医師  
道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度）においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和六年三月三十日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）若しくは診療所、不採算地区公的病院等（公的病院等のうち不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径五キロメートル以内の人口が十万人未満の地区をいう。以下同じ。）に所在するもの又は救急医療を担うものであつて、「公的医療機関等（〇二五プラン）」を策定し、かつ、都道府県の医療計画において五疾病五事業の対応医療機関として位置づけられているものをいう。以下同じ。）又は不採算地区公的診療所等（公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）であつて、不採算地区に所在するもの又は救急医療を担うもののうち、都道府県の医療計画において五疾病五事業の対応医療機関として位置づけられ、かつ、地域医療構想を踏まえた役割又は機能の見直しに伴い診療所となつたもの（地域医療構想の策定前においては良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律）の派遣を受けることによる経費

六 公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額

七 公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の数として総務大臣が調査した許可病床の数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

四十六 医師  
道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度）においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和五年三月三十日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）又は診療所において医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣を受けることによる経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）若しくは一般会計において負担した額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

(平成十八年法律第八十四号)による改正後の医療法に基づき医療機能を分化したもの又は連携を推進したものを持む。)をいう。以下同じ。)において医

師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者(以下「医師等」という。)の派遣を受けることによる経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額(公立大学法人等が経営するものにつては設立団体から交付を受けた額)若しくは一般会計において負担した額のいずれか少ない額に○・六を乗じて得た額とする。

四十七 石綿  
対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

四十八 不法  
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)第四条第一項に規定する実施計画に基づく特定支障除去等事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・五を乗じて得た額とする。

四十九 特定  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)  
第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とすること。

四十九 特定  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)  
第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・六を乗じて得た額とする。

四十九 特定  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)  
第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とすること。

四十九 特定  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)  
第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とすること。

地方債の元利償還金があること。

地方債の元利償還金があること。

		五十 地域の振興に資する事業を行なう民間事業者等に対する金融機関との協調融資(当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。)に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(用地事業に係るものを除く。)の当該年度における利子支払額	次の各号にすべて算定した額の合算額とする。
	一 次の算式によつて算定した額	算式	次の各号にすべて算定した額
五十一 民間事業者等に対する金利支払額	算式	A × 0.75 + B × 0.5	算式
五十二 地域の振興に資する事業を行なう民間事業者等に対する金融機関との協調融資(当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。)に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(用地事業に係るものを除く。)の当該年度における利子支払額	算式	A × 0.75 + B × 0.5	算式
五十三 消防ヘリコプターワークの管理運営	算式	A × 156,113,000 円 × 0.5	算式
		五十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費がある場合	五十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費がある場合
五十二 文化財の災害復旧に要する経費がある場合	算式	A × 0.75	算式
五十三 消防ヘリコプターワークの管理運営	算式	A × 156,113,000 円 × 0.5	算式

		算式の符号
		當に要する 経費がある る。)
五十四 消防 教育学校（ 前期課程） 等の運営に 要する経費 がある。)。	A × B × <u>1,101,000円</u> + A × <u>487,000円</u>	A 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 50 条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数
五十五 中等 教育学校（ 前期課程） 等の運営に 要する経費 がある。)。	A × B × <u>1,113,000円</u> + A × <u>467,000円</u>	市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）ための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。
五十六 造林 事業に要す る経費があ る。)。	B 普通交付税に関する省令第 12 条第 5 項の表市町村の項第 9 号の規定に 準じて算定した事業費補正係数	市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）ための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。
五十七 指定 管理鳥獣の 捕獲等に要 する経費が ある。)。	一 国の補助金を受け実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額	當に要する 経費がある る。)
五十八 地域 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規	一 国の補助金を受け実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額	算式の符号
		當に要する 経費がある る。)
五十五 中等 教育学校（ 前期課程） 等の運営に 要する経費 がある。)。	A × B × <u>1,113,000円</u> + A × <u>467,000円</u>	A 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 50 条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数
五十六 造林 事業に要す る経費があ る。)。	B 普通交付税に関する省令第 12 条第 5 項の表市町村の項第 9 号の規定に 準じて算定した事業費補正係数	市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）ための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。
五十七 指定 管理鳥獣の 捕獲等に要 する経費が ある。)。	一 国の補助金を受け実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額	當に要する 経費がある る。)
五十八 地域 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規	一 国の補助金を受け実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額	算式の符号

		の資源と資 定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画に位置付けられている事業に 金を活用し ついて、次の各号によつて算定した額の合算額とする。
		一 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において地域密着型 企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の 基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(当該額が五〇、〇〇〇、〇 〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。)に〇・五を乗じ て得た額
		一 地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れ た地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額
		五十九 語学 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立 指導等を行 学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものと う外国青年 して総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
	六十一 福祉 事務所を設 置しない道 府県におい て生活保護 に要する経 費があれ ど。 算式	六十一 福祉 事務所を設 置しない道 府県におい て生活保護 に要する経 費があれ ど。 算式

		の資源と資 定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画に位置付けられている事業に 金を活用し ついて、次の各号によつて算定した額の合算額とする。
		一 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において地域密着型 企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の 基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(当該額が五〇、〇〇〇、〇 〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。)に〇・五を乗じ て得た額
		一 地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れ た地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額
		五十九 語学 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立 指導等を行 学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものと う外国青年 して総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
	六十一 福祉 事務所を設 置しない道 府県におい て生活保護 に要する経 費があれ ど。 算式	六十一 福祉 事務所を設 置しない道 府県におい て生活保護 に要する経 費があれ ど。 算式

C 普通交付税に関する省令第9条第1項の表都道府県の項第6号4に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

a 普通交付税に関する省令別表第2の5に定める率

六十二 原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

う施設の運営に要する経費がある場合。

六十三 公立大学法人が設置する大

学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1) 当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2) 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の2中「**五、八四七、〇〇〇**」とあるのは、「**七、八一七、〇〇〇**」と読み替えるものとする。

ロ 当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

二 次に掲げる額の合算額

イ 次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1) 当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2) 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

口 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額の各号によつて算出した額の合算額とする。

六十四 地方版ハローワークの設立

C 普通交付税に関する省令第9条第1項の表都道府県の項第6号4に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

a 普通交付税に関する省令別表第2の5に定める率

六十二 原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

う施設の運営に要する経費がある場合。

六十三 公立大学法人が設置する大

学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1) 当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2) 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の2中「**五、九四三、〇〇〇**」とあるのは、「**七、八八五、〇〇〇**」と読み替えるものとする。

ロ 当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

二 次に掲げる額の合算額

イ 次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1) 当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2) 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

口 当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額の各号によつて算出した額の合算額とする。

六十四 地方版ハローワークの設立

に関連した  
雇用対策に

定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

要する経費  
があること  
て施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に○・五を乗じて得た額とする。

#### 六十五 災害

復旧等に従事させるため職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費職員に要すること。

道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和六年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）若しくは診療所（不採算地区公的病院等又は不採算地区公的診療所等において他の地方公共団体等が経営する病院又は診療所に対する医師等の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該医師等の派遣の日数として総務大臣が調査した数に五二、〇〇〇円を乗じて得た額と医師等のうち医師以外の派遣の日数として総務大臣が調査した数に一〇、〇〇〇円を乗じて得た額の合算額のいずれか少ない額に○・八を乗じて得た額とする。

一次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

- イ 当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額
- ロ 次の算式によつて算定した額

算式

$$(A - B \times 0.01) \times 0.15$$

算式の符号

A 前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公

競技に係る収益金の額

B 当該年度の基準財政需要額

ハ 道府県の区域内の市町村について第三条第一項第一号の表第一号の規定（福祉事務所を

に関連した  
雇用対策に

定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

要する経費  
があること  
て施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に○・五を乗じて得た額とする。

#### 六十五 災害

復旧等に従事させるため職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費職員に要すること。

道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度においては、経営強化プランを策定するための作業に道府県等が着手しているもの又は令和五年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）又は診療所において他の地方公共団体等が経営する病院又は診療所に対する医師等の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該医師等のうち医師以外の派遣の日数として総務大臣が調査した数に五〇、〇〇〇円を乗じて得た額と医師等のうち医師以外の派遣の日数として総務大臣が調査した数に一〇、〇〇〇円を乗じて得た額の合算額のいずれか少ない額に○・八を乗じて得た額とする。

一次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

- イ 当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額
- ロ 次の算式によつて算定した額

算式

$$(A - B \times 0.01) \times 0.15$$

算式の符号

A 前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公

競技に係る収益金の額

B 当該年度の基準財政需要額

ハ 道府県の区域内の市町村について第三条第一項第一号の表第一号の規定（福祉事務所を

設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて市となつた場合を除く。)により算定した額

二 期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つて道府県について、一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当(実質的にこれらに相当する給付を含む。)の額(以下「超過支給額」という。)で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額  
ヘ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第八号の規定により算定した額  
ト 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額  
チ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十三号の規定により算定した

リ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した

額

ヌ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した

額

ル 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十七号の規定により算定した

額

ヲ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十九号の規定により算定した

額

ワ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第二十一号の規定により算定した

額

三 地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2 前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3 第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のう

設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて市となつた場合を除く。)により算定した額

二 期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つて道府県について、一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当(実質的にこれらに相当する給付を含む。)の額(以下「超過支給額」という。)で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額  
ヘ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第八号の規定により算定した額  
ト 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額  
チ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十三号の規定により算定した

リ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した

額

ヌ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した

額

ル 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十七号の規定により算定した

額

ヲ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第十九号の規定により算定した

額

ワ 道府県の区域内の市町村について次条第一項第一号の表第二十一号の規定により算定した

額

三 地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2 前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3 第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のう

ち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4 第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
項目	額
一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に○・〇二を乗じて得た額
二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額
全壊家屋の戸数 半壊家屋の戸数 浸水家屋の戸数	一七四、六〇〇円 八七、二〇〇円 五、〇〇〇円
り災世帯数	一三、五〇〇円
全壊家屋の戸数 半壊家屋の戸数 浸水家屋の戸数	一七一、九〇〇円 八六、一〇〇円 四、九〇〇円
床上 床下	二、七〇〇円 二、七〇〇円

ち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4 第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
項目	額
一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に○・〇二を乗じて得た額
二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	二 その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額
全壊家屋の戸数 半壊家屋の戸数 浸水家屋の戸数	一七一、九〇〇円 八六、一〇〇円 四、九〇〇円
り災世帯数	一三、五〇〇円
全壊家屋の戸数 半壊家屋の戸数 浸水家屋の戸数	一七四、六〇〇円 八七、二〇〇円 五、〇〇〇円
床上 床下	二、七〇〇円 二、七〇〇円

農作物被害面積（ヘクタール）

六、八〇〇円  
(ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものについては九、六〇〇円)

死者及び行方不明者の数

八七五、〇〇〇円  
四三七、五〇〇円

障害者の数

三 当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第一条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十二条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

二 大火災があつたこと  
前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号））によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下この号において同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二八、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一四一、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いかか少ない額の合算額とする。

市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町村	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

農作物被害面積（ヘクタール）

六、八〇〇円  
(ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものについては九、六〇〇円)

死者及び行方不明者の数

八七五、〇〇〇円  
四三七、五〇〇円

障害者の数

三 当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第二条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十二条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

二 大火災があつたこと  
前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号））によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下この号において同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二五、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一三八、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いかか少ない額の合算額とする。

市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町村	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

三 公共施設  
火災があつたこと  
当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合

三 公共施設  
火災があつたこと  
当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生

した火災により、市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合

したこと。

が所有する施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	○・八
その他	○・五

#### 四 家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 五 再生振替特例債の利息支払額があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 五 再生振替特例債の利息支払額があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 六 被災地域の応援等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

したこと。

が所有する施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
失火	○・八
その他	○・五

#### 四 家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 五 再生振替特例債の利息支払額があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 六 被災地域の応援等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

#### 七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。  
一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六 被災地域の応援等に要する経費があること。  
七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

四 家畜伝染病対策に要する経費があること。

#### 五 特例債の利息支払額があること。

#### 六 被災地域の応援等に要する経費があること。

#### 七 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

八 災害復旧 等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。	九 赤潮対策 に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	口 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額	一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	口 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額
二 干害、冷害、凍霜害による特別の財政需要があること。	イの表第一号一の額に〇・五を乗じて得た額と同表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額との合算額とする。	二 干害、冷害、凍霜害による特別の財政需要があること。	イの表第一号一の額に〇・五を乗じて得た額と同表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額との合算額とする。
三 災害等廃棄物処理事業に要する税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。	この場合において、同号の表中「一・一五」とあるのは「一・三〇」と、「一・三〇」とあるのは「一・六〇」と読み替えるものとする。	三 災害等廃棄物処理事業に要する税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。	この場合において、同号の表中「一・一五」とあるのは「一・三〇」と、「一・三〇」とあるのは「一・六〇」と読み替えるものとする。
四 文化財の災害復旧による特別の財政需要があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	四 文化財の災害復旧による特別の財政需要があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

要する経費  
があること

一 前年度分 の災害復旧		事 項		合算額	
一 前年度分 の各号によつて算定した額の合算額とする。		算 定 方	方 法		
農地等小災害に係るもの 。があること	○・九九七五 单独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く）に係るもの	○・四七五 地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壤対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	○・九五〇 区 分	率	石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業、合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「災害復旧事業」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第五条第一項の表第四十号若しくは第四十一号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第五条第二項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業及び小災害に係るものについては同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乘すべき率をこれらに乘じて得た額とする。次号において同じ。）に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

要する経費  
があること

一 前年度分 の災害復旧		事 項		合算額	
一 前年度分 の各号によつて算定した額の合算額とする。		算 定 方	方 法		
農地等小災害に係るもの 。があること	○・九九七五 单独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く）に係るもの	○・四七五 地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壤対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	○・九五〇 区 分	率	石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業、合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「災害復旧事業」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第五条第一項の表第四十号若しくは第四十一号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業及び小災害に係るものについては同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乘すべき率をこれらに乘じて得た額とする。次号において同じ。）に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

辺地対策事業に係るもの	過疎対策事業に係るもの	石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・八〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇	○・五〇〇	○・七〇〇
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五	○・二八五	○・二八五
四 当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	三 前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	二 当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	二 当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

辺地対策事業に係るもの	過疎対策事業に係るもの	公害防止事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・八〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇	○・五〇〇	○・七〇〇
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五	○・二八五	○・二八五
四 当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	三 前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（自然災害防止事業に係るものについては、同令第十二条第五項の表市町村の項第七号の算式IIに規定する元利償還金の額に乘すべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	二 当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額	二 当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

るものに限る。次号において同じ。)の当該年度における元利償還金の額(同令第十二条第五項の表市町村の項第十六号の算式Ⅲに規定する元利償還金の額に乗すべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号において同じ。)に○・四七五を乗じて得た額(平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。)

六 当該年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に○・四七五を乗じて得た額

七 前年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債(平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算(第二号)に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。)に限りる。次号において同じ。)の当該年度における元利償還金の額に○・九五を乗じて得た額

八 当該年度分の災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間ににおいて借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に○・九五を乗じて得た額

二 当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとして町村が市となり又は市の区域が変更したことによる生活保護費の額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一(当該年度が閏年の場合にあつてはこと。

二 当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとして町村が市となり又は市の区域が変更したことによる生活保護費の額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一(当該年度が閏年の場合にあつてはこと。

二 当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとして町村が市となり又は市の区域が変更したことによる生活保護費の額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一(当該年度が閏年の場合にあつてはこと。

二 当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとして町村が市となり又は市の区域が変更したことによる生活保護費の額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一(当該年度が閏年の場合にあつてはこと。

、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二 特別どん  
讓与税の精  
算に係る精  
算不能額が  
あること。

四 法人税割  
の精算に係  
る精算不能  
額がある）当  
該超える額が  
五百〇、〇〇〇、  
〇〇〇円を超  
えるときは、  
五〇、〇〇〇、  
〇〇〇円とす  
る。）とす。

普通交付税に関する省令附則第十五条第一項第二号から第六号までの規定に  
より算定した額の合算額が过大算定額である場合において、当該过大算定額に  
係る額が同項第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額（  
五百〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とす。

五 当該年度  
の四月一日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて市制を施行  
し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該  
市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとし  
て町村が市に  
となり又は省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき社会福祉費に係る額が、  
市の区域が当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る額（合併の  
場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する  
と等による）を乗じて得た額とする。）を超える場合には、当  
該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月  
三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあ  
つては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五  
入する。）を乗じて得た額とする。

六 軽費老人  
ホームの運  
営に要する  
経費がある  
こと。

算式  
(A - B) × 0.8

A 軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の  
基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B 当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉  
費の算定に用いた65歳以上の人口に、指定都市（地方自治法第252条の  
19第一項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市以外の市町村にあ  
つては71円を、指定都市及び中核市にあつては1,413円を乗じて得た額（表  
示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五  
入する。）

当該年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて建築基準法  
(昭和二十五年法律第二百一号)第四条第一項若しくは第二項若しくは同法第  
七 当該年度  
の四月一日

、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

三 特別どん  
讓与税の精  
算に係る精  
算不能額が  
あること。

四 法人税割  
の精算に係  
る精算不能  
額がある）当  
該超える額が  
五百〇、〇〇〇、  
〇〇〇円とす  
る。）とす。

普通交付税に関する省令附則第十五条第一項第二号から第六号までの規定に  
より算定した額の合算額が过大算定額である場合において、当該过大算定額に  
係る額が同項第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額（  
五百〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とす。

五 当該年度  
の四月一日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて市制を施行  
し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該  
市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとし  
て町村が市に  
となり又は省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき社会福祉費に係る額が、  
市の区域が当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る額（合併の  
場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する  
と等による）を乗じて得た額とする。）を超える場合には、当  
該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月  
三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあ  
つては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五  
入する。）を乗じて得た額とする。

六 軽費老人  
ホームの運  
営に要する  
経費がある  
こと。

算式  
(A - B) × 0.8

A 軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の  
基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B 当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉  
費の算定に用いた65歳以上の人口に、指定都市（地方自治法第252条の  
19第一項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市以外の市町村にあ  
つては71円を、指定都市及び中核市にあつては1,413円を乗じて得た額  
(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四  
捨五入する。)

当該年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間ににおいて建築基準法  
(昭和二十五年法律第二百一号)第四条第一項若しくは第二項若しくは同法第  
七 当該年度  
の四月一日

、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二 特別どん  
讓与税の精  
算に係る精  
算不能額が  
あること。

四 法人税割  
の精算に係  
る精算不能  
額である場合において、当該过大算定額に係る額が同條第一号の規定により算  
定した額を超えるときは、当該超える額とする。

			以降において建築主事の設置を行つた市町村（以下この号において「建築主事の設置」という。）又は合併若しくは境界変更を行つた建築主事の設置市町村について、当該四月二日以後の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更が区域が変更したこと等によるその他の土木費額の算定に用いたその他の土木費に係る額（合併の場合については、当該建築主事の設置市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以後の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。
八	当該年度	八	当該年度
九	当該年度	九	当該年度
十	当該年度	十	当該年度
十一	当該年度	十一	当該年度

		以降において建築主事の設置を行つた市町村（以下この号において「建築主事の設置」という。）又は合併若しくは境界変更を行つた建築主事の設置市町村について、当該四月二日以後の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更が区域が変更したこと等によるその他の土木費額の算定に用いたその他の土木費に係る額（合併の場合については、当該建築主事の設置市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以後の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。	
八	当該年度	八	当該年度
九	当該年度	九	当該年度
十	当該年度	十	当該年度
十一	当該年度	十一	当該年度

以降において、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における  
支援法指定  
市となつたことによる  
商工行政費の増額があ  
ること。

つた市について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における  
同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市の  
同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、  
当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十分の  
五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合には、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とす  
る。

十一 当該年度の四月二日から同年度の三月三十日までの間に於いて地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた都市計画費に係る額を超える場合に、当該超える額に中核市となつたことによる都市計画費の増額がある場合にあつては、三百六十六分の一を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十二 当該年度の四月二日以降において中核市とよなつたことによるその他の土木費の増額があること。

十三 同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

いて中核市となつたことによるその他の教育費の増額があること。

十四 当該年、第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において度の四月二、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。

日以降にお

て中小企業支援法指定市となつたことによる五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とすること。

の増額がある。

十一 当該年  
度の四月二  
日以降にお  
いて中核市  
に用いた都市  
計画費に係る  
額を超える場  
合に、当該超  
える額に中核市  
となつたこ  
とによる都  
市計画費の  
増額がある  
こと。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定において中核市に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定期間の日数に三百六十五分の一（当該年が閏年である場合は三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十二 当該年四月二日以降において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

十三 当該年四月二日以降において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

他の土木費の増額があること。

十四　当該年、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。

第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において度の四月二日以降におとによるその他の教育費の増額があること。

十五	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる生 活保護費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十五	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる生 活保護費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十六	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる保 健衛生費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十六	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる保 健衛生費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十七	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる保 健衛生費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十七	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる保 健衛生費の 増額がある こと。
----	--------------------------------	--------------------------------

十八	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる高 齢者保健福 祉費の増額 があること 。
----	--------------------------------	---------------------------------------

十八	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	とによる高 齢者保健福 祉費の増額 があること 。
----	--------------------------------	---------------------------------------

十九	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	第十一号に規 定する算定方 法に準じて算定 した額とする。 この場合において 同号中「都市計 画費」とあるのは 「地域振興費」と 読み替えるものと する。
----	--------------------------------	--

十九	当該年 度の四月二 日以降にお いて中核市	第十一号に規 定する算定方 法に準じて算定 した額とする。 この場合において 同号中「都市計 画費」とあるのは 「地域振興費」と 読み替えるものと する。
----	--------------------------------	--

十九　当該年度の四月二日以降における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に於けるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該指定都市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該指定都市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以後の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の二）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。	二十　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは、「都市計画費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「都市計画費に」と読み替えるものとする。	二十一　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは、「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。
市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。	市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。	市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。
二十一　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは、「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。	二十一　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは、「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。	二十一　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは、「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。
ことによる地域振興費の増額があること。	ことによる地域振興費の増額があること。	ことによる地域振興費の増額があること。

十九　当該年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該指定都市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該指定都市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。
二十　当該年度の四月二日以降において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「都市計画費に」と読み替えるものとする。
二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。
二十二　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

<p>111-1 森林 整備等に要する経費が ある。)</p> <p>算式の符号</p> <p>A 次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）</p> <p>算式</p> <p>a × b</p> <p>算式の符号</p> <p>a 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第28条第1項に規定する私有林人工林の面積</p> <p>b 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第1条の2の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率</p> <p>B 森林環境税法第28条第1項及び森林環境税法施行規則第2条第1項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第4条第1項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数</p> <p>C 森林環境税法第28条第1項及び森林環境税法施行規則附則第5条第1項の適用各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第5条第1項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口</p>	<p>当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p><math display="block">A \times 3,132 \text{ 円} + B \times \underline{\text{137,894}} \text{ 円} + C \times 105 \text{ 円}</math></p>
---	---

<p>111-1 森林 整備等に要する経費が ある。)</p> <p>算式の符号</p> <p>A 次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）</p> <p>算式</p> <p>a × b</p> <p>算式の符号</p> <p>a 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第28条第1項に規定する私有林人工林の面積</p> <p>b 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第1条の2の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率</p> <p>B 森林環境税法第28条第1項及び森林環境税法施行規則第2条第1項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第4条第1項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数</p> <p>C 森林環境税法第28条第1項及び森林環境税法施行規則附則第5条第1項の適用各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第5条第1項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口</p>	<p>当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p><math display="block">A \times 3,132 \text{ 円} + B \times \underline{\text{137,894}} \text{ 円} + C \times 105 \text{ 円}</math></p>
---	---

を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。) (表示単位は千円といふし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の合算額

〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。) (表示単位は千円といふし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の合算額

事 項	算 定 方 法
一 消防団員 退職報償金負 担金に要する 経費がある)	次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零ひすゑ。)と する。 算式 (A × 19,200 円 - B × C) × 0.8
A 前年度の 10 月 1 日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数	算式の符号
B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値(普通交付税に関する省令第 49 条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値)	— A 前年度の 10 月 1 日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数
C 消防組織法第 9 条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村(消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。)にあつては 111 円 94 錢、その他の市町村にあつては 1,111 円 73 錢	— B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値(普通交付税に関する省令第 49 条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値)
一 高速道路等に係る救急業務に要する経費が、あつたいふ。)、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速道路等」といふ。)を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額(同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数(一月末満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。)に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。)とする。	— C 消防組織法第 9 条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村(消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。)にあつては 111 円 94 錢、その他の市町村にあつては 1,127 円 24 錢

事 項	算 定 方 法
一 消防団員 退職報償金負 担金に要する 経費がある)	次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零ひすゑ。)と する。 算式 (A × 19,200 円 - B × C) × 0.8
A 前年度の 10 月 1 日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数	算式の符号
B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値(普通交付税に関する省令第 49 条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値)	— A 前年度の 10 月 1 日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数
C 消防組織法第 9 条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村(消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。)にあつては 111 円 94 錢、その他の市町村にあつては 1,127 円 24 錢	— B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値(普通交付税に関する省令第 49 条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値)
一 高速道路等に係る救急業務に要する経費が、あつたいふ。)、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速道路等」といふ。)を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額(同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数(一月末満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。)に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。)とする。	— C 消防組織法第 9 条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村(消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。)にあつては 111 円 94 錢、その他の市町村にあつては 1,127 円 24 錢

村 施 市 町		組合実 新隊設置市町村	村 の 市 町	以下こ の表に おいて 同じ。 ～以外 の市 町	道路等救急業務を行なうため新 たに消防法施行令(昭和三十 六年政令第三十七号)第四十 四条第一項に規定する救急隊 式会社から当該救急隊一隊を 維持するため必要とする費用の 一部の支弁を受ける市町村(以 下「新隊設置市町村」とい う。)	市 町 村
高速 道 路 株 式 会 社 の 負 担 割 合 が 二	市 町 村	高速 道 路 株 式 会 社 の 負 担 割 合 が 三 分 の 二 で あ る	その他の市町村	当該市町村の区域内の高速道路等のす べてにおいて高速道路株式会社が高速 道路等救急業務を行つてゐる市町村(以 下「自主救急応援市町村」とい う。)	市 町 村	市 町 村
円 ○ ○ ○ ○ 円、 三以上五以 下である場合 にあつては一	円 ○ ○ ○ ○ 円、 三以上五以 下である場合 にあつては一	一八、二九〇、〇〇〇円 四、五七〇、〇〇〇円			三六、五七〇、〇〇〇円	

村 施 市 町		組合実 新隊設置市町村	村 の 市 町	以下こ の表に おいて 同じ。 ～以外 の市 町	道路等救急業務を行なうため新 たに消防法施行令(昭和三十 六年政令第三十七号)第四十 四条第一項に規定する救急隊 式会社から当該救急隊一隊を 維持するため必要とする費用の 一部の支弁を受ける市町村(以 下「新隊設置市町村」とい う。)	市 町 村
高速 道 路 株 式 会 社 の 負 担 割 合 が 二	市 町 村	高速 道 路 株 式 会 社 の 負 担 割 合 が 三 分 の 二 で あ る	その他の市町村	当該市町村の区域内の高速道路等のす べてにおいて高速道路株式会社が 高速道路等救急業務を行つてゐる市 町村(以下「自主救急応援市町村」 という。)	市 町 村	市 町 村
円 ○ ○ ○ ○ 円、 三以上五以 下である場合 にあつては一	円 ○ ○ ○ ○ 円、 三以上五以 下である場合 にあつては一	一七、八〇〇、〇〇〇円 四、四五〇、〇〇〇円			三五、六〇〇、〇〇〇円	

市町村 である	分の一 である	自主救急応援市町村	
		二、一九〇、〇〇〇円、六 以上九以下である場合にあ つては九、一四〇、〇〇〇円、一〇 以上である場合にあつては七、三一〇、〇〇〇円	〇円
その他の市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	〇円

市町村 である	分の一 である	自主救急応援市町村	
		一、八七〇、〇〇〇円、六 以上九以下である場合にあ つては八、九〇〇、〇〇〇円、一〇 以上である場合にあつては七、一二〇、〇〇〇円	〇円
その他の市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	〇円

市町村 である	分の一 である	自主救急応援市町村	
		一、八七〇、〇〇〇円、六 以上九以下である場合にあ つては八、九〇〇、〇〇〇円、一〇 以上である場合にあつては七、一二〇、〇〇〇円	〇円
その他の市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、二九〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五二〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九一〇、〇〇〇円	〇円

三 たん水防  
除事業に要する経費の財源にする経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財源に充てるため借り入れたものと同様のものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以後に発行された地方債の元利償還金がある

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百二十六条の規定により国が補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源にする経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財源に充てるため借り入れたものと同様のものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

三 たん水防  
除事業に要する経費の財源にする経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金がある

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百二十六条の規定により国が補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源にする経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財源に充てるため借り入れたものと同様のものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以後に発行された地方債の元利償還金がある

こと。

#### 四 閉山炭鉱

水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に○・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条及び第六条第一項及び第二項において過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十二条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とする。）とす

#### 五 小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六 へき地における小学 校又は中学 校があるた め特別の財政需要があ ること。  
七 災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

こと。

#### 四 閉山炭鉱

水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に○・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十二条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とする。）とす

#### 五 小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六 へき地における小学 校又は中学 校があるた め特別の財政需要があ ること。  
七 災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に○・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十二条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とする。）とす

#### 五 小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六 へき地における小学 校又は中学 校があるた め特別の財政需要があ ること。  
七 災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

損失補償に  
要する経費  
があること

八 災害対策

事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

二 災害対策基本法第二百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 前条第一項第一号の表第八号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

ハ 公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設若しくは林業集落排水施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額。

損失補償に  
要する経費  
があること

八 災害対策

事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

二 災害対策基本法第二百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 前条第一項第一号の表第八号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

ハ 公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設若しくは林業集落排水施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額。

損失補償に  
要する経費  
があること

八 災害対策

事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 災害対策基本法第二百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

二 災害対策基本法第二百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号及び令和二年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に○・五七を乗じて得た額。

てたため昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額

イ 激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ 健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

十 上水道の高料金対策

一 前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財當第七十三号、総財準第八十三号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては前々年度の決算における供給単価が一八一円以上の事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額

算式

A - B (負数となるときは、零とする。)

算式の符号

A 高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有取水量1m<sup>3</sup>当たりの資本費から148円を控除した額に当該有取水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B 高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有取水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有取水量とする。

一一 前年度の十月一日からの期間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額

一二 複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道

てたため昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に○・五を乗じて得た額

イ 激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ 健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

十 上水道の高料金対策

一 前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財當第七十三号、総財準第八十三号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては前々年度の決算における供給単価が一七五円以上の事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額

算式

A - B (負数となるときは、零とする。)

算式の符号

A 高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有取水量1m<sup>3</sup>当たりの資本費から148円を控除した額に当該有取水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B 高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有取水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有取水量とする。

一一 前年度の十月一日からの期間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額

一二 複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道

(経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつて福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては前々年度の決算における供給単価が「八一円以上」の事業に限る。) しかし平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に○・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に○・五を乗じて得た額を控除した額

算式

$$(A+B-C) \times \alpha + C \quad (A+B-C \text{が負数となるときは、零とする。})$$

算式の符号

- A 総合前の上水道事業がなお総合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額
- B 総合前の簡易水道事業がなお総合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額
- C 総合水道における高料金上水道事業繰出基準額
- α 次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区	分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年までの年度		一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度		〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度		〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度		〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・一

算式

$$(A+B-C) \times \alpha + C \quad (A+B-C \text{が負数となるときは、零とする。})$$

算式の符号

- A 総合前の上水道事業がなお総合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額
- B 総合前の簡易水道事業がなお総合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額
- C 総合水道における高料金上水道事業繰出基準額
- α 次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区	分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年までの年度		一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度		〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度		〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度		〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・一

て十年目の年度

四 複数の上水道事業又は簡易水道事業が二以上の市町村にまたがつて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であつて、広域水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては前々年度の決算における供給単価が「八一円」以上の事業に限る。）として平成三十年四月一日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に○・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に○・五を乗じて得た額を控除した額

算式

$(A + B - C) \times \alpha + C$  ( $A + B - C$ が負数となるときは、零とする。)

算式の符号

A 経営統合前の上水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

B 経営統合前の簡易水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

C 広域水道における高料金上水道事業繰出基準額

a 次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して一年目から五年目までの年度		一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度		〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度		〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度		〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・三

て十年目の年度

四 複数の上水道事業又は簡易水道事業が二以上の市町村にまたがつて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であつて、広域水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては前々年度の決算における供給単価が「七五円」以上の事業に限る。）として平成三十年四月一日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に○・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に○・五を乗じて得た額を控除した額

算式

$(A + B - C) \times \alpha + C$  ( $A + B - C$ が負数となるときは、零とする。)

算式の符号

A 経営統合前の上水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

B 経営統合前の簡易水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

C 広域水道における高料金上水道事業繰出基準額

a 次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して一年目から五年目までの年度		一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度		〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度		〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度		〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度		〇・三

<p>に掲げる病院以外の病院</p> <table border="1"> <tr><td>結核病床の許可病床の数</td></tr> <tr><td>一、九七六、</td></tr> <tr><td>○円</td></tr> </table>	結核病床の許可病床の数	一、九七六、	○円	<p>合において、同号一の表中</p> <table border="1"> <tr><td>結核病床の許可病床の数</td></tr> <tr><td>一、九七六、</td></tr> <tr><td>○円</td></tr> </table> <p>四 次号に掲げる病院以外の病院</p> <p>「四 次号」とあるのは</p> <p>四 次号</p>	結核病床の許可病床の数	一、九七六、	○円	<p>十ー 銃売市 場等の建設 改良又は銃 売市場等に おける業者 の指導監督 に要する經 費があるこ と。</p> <p>十二 病院に 要する経費 があること 。</p> <p>一 前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。</p> <p>二 前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。</p> <p>給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度</p> <p>〇・一</p>
結核病床の許可病床の数								
一、九七六、								
○円								
結核病床の許可病床の数								
一、九七六、								
○円								

<p>に掲げる病院以外の病院</p> <table border="1"> <tr><td>結核病床の許可病床の数</td></tr> <tr><td>一、七九六、</td></tr> <tr><td>○円</td></tr> </table>	結核病床の許可病床の数	一、七九六、	○円	<p>合において、同号一の表中</p> <table border="1"> <tr><td>結核病床の許可病床の数</td></tr> <tr><td>一、七九六、</td></tr> <tr><td>○円</td></tr> </table> <p>四 次号に掲げる病院以外の病院</p> <p>「四 次号」とあるのは</p> <p>四 次号</p>	結核病床の許可病床の数	一、七九六、	○円	<p>十ー 銃売市 場等の建設 改良又は銃 売市場等に おける業者 の指導監督 に要する經 費があるこ と。</p> <p>十二 病院に 要する経費 があること 。</p> <p>一 前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。</p> <p>二 前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。</p> <p>給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度</p> <p>〇・一</p>
結核病床の許可病床の数								
一、七九六、								
○円								
結核病床の許可病床の数								
一、七九六、								
○円								

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和六年三月三十日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つてないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

〔二〕 都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に「八二、一〇一、〇〇〇円を乗じて得た額」

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

精神病床の許可病床の数	〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	〇円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和五年三月三十日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つてないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

〔新設〕

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

精神病床の許可病床の数	〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	〇円

うちいざれか少ない額)に〇・五を乗じて得た額とする。

一 防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

うちいざれか少ない額)に〇・五を乗じて得た額とする。

一 防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

十六 消防賞  
当該市町村が前年度の十一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に決定又は支給した賞じゅつ金及び報償金(前年度分の特別交付税の額の算定の基礎となつたものを除く。)の額又は消防表彰規程(昭和三十七年消防庁告示第一号)に基づき同期間中に消防庁長官が決定又は支給した賞じゅつ金及び報償金の額のうち、いざれか少ない額とする。

十七 簡易水道の高料金収水量及び供給単価は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。  
対策に要す  
一 前々年度の決算における供給単価が「八円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が「五三円以上である簡易水道事業(以下「高料金簡易水道事業」という。)で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業(経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十一年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。)について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるれば、零とする。)

$$\text{算式} \\ A - B + C$$

算式の符号

A 高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額(前々年度の決算における有収水量 $1\text{m}^3$ 当たりの資本費から13円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額(以下「高料金簡易水道事業繰出基準額(資本費分)」)という。)の範囲内に限る。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

B 高料金簡易水道事業繰出基準額(資本費分)に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

C 海水淡化化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額(前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額(以下「高料金簡易水道事業

うちいざれか少ない額)に〇・五を乗じて得た額とする。

一 防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定制施設の整備事業

十六 消防賞  
当該市町村が前年度の十一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に決定又は支給した賞じゅつ金及び報償金(前年度分の特別交付税の額の算定の基礎となつたものを除く。)の額又は消防表彰規程(昭和三十七年消防庁告示第一号)に基づき同期間中に消防庁長官が決定又は支給した賞じゅつ金及び報償金の額のうち、いざれか少ない額とする。

十七 簡易水道の高料金収水量及び供給単価は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。  
対策に要す  
一 前々年度の決算における供給単価が「七七円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が「四七円以上である簡易水道事業(以下「高料金簡易水道事業」という。)で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業(経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十一年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。)について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるれば、零とする。)

$$\text{算式} \\ A - B + C$$

算式の符号

A 高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額(前々年度の決算における有収水量 $1\text{m}^3$ 当たりの資本費から147円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額(以下「高料金簡易水道事業繰出基準額(資本費分)」)という。)の範囲内に限る。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

B 高料金簡易水道事業繰出基準額(資本費分)に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

C 海水淡化化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額(前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額(以下「高料金簡易水道事業

		繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
一	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
十八	軌道撤去に要する経費があること。	当該市町村が經營する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。
十九	緩衝緑地造成事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市以外の市町村については同表第十六号中「三億円」とあるのは、「一億円」と読み替えるものとする。
二十	大気汚染対策緑地造成事業に要する経費があること。	独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度に産業廃棄物おいて独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前か最終処分場一体緑地造ら実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。
二十一	過疎法に規定する特別の経費があること。	次の各号のいずれかに該当する市町村（過疎法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村及び過疎法附則第五条に規定する特定市町村（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を除く。）に於ける過疎地帯である市町村にあつては六二、〇〇〇、〇〇〇円とし、町村にあつては三三、〇〇〇、〇〇〇円とする。
一	四十年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該需要があること。	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

		繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」といふ。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
一	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
十八	軌道撤去に要する経費があること。	当該市町村が經營する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。
十九	緩衝緑地造成事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市以外の市町村については同表第十六号中「三億円」とあるのは、「一億円」と読み替えるものとする。
二十	大気汚染対策緑地造成事業に要する経費があること。	独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度に産業廃棄物おいて独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前か最終処分場一体緑地造ら実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。
二十一	過疎法に規定する特別の経費があること。	次の各号のいずれかに該当する市町村（過疎法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村及び過疎法附則第五条に規定する特定市町村（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を除く。）に於ける過疎地帯である市町村にあつては六二、〇〇〇、〇〇〇円とし、町村にあつては三三、〇〇〇、〇〇〇円とする。
一	四十年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該需要があること。	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。（）が〇・二五〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

二 四十年間人口減少率が〇・二〇〇以上〇・一五〇未満であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・四〇以下の市町村

三 四十年間人口減少率が〇・一四五以上〇・一五〇未満であつて、高齢者比率（国勢調査の結果による令和二年的人口のうち六十五歳以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・三八〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による令和二年的人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・三八〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による令和二年的人口のうち六十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一〇以下又は若年者比率（国勢調査の結果による令和二年的人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一〇以下であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

四 二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年的人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一八〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

二十二 地籍 調査に要する経費があること。  
二十三 職員 の海外派遣 前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三 職員 の海外派遣 前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四 高等学校寄宿舎に要する経費があること。  
二十四 高等学校寄宿舎に要する経費があること。  
A × 431,000円 算式の符号  
A 当該年度の5月1日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舍生徒数として総務大臣が調査した数

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。（）が〇・二五〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

二 四十年間人口減少率が〇・一〇〇以上〇・一五〇未満であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・四〇以下の市町村

三 四十年間人口減少率が〇・一四五以上〇・一五〇未満であつて、高齢者比率（国勢調査の結果による令和二年的人口のうち六十五歳以上の人�피를同年の人口で除して得た数（小数점 아래에서 세 자리 미만의 소수점이 있는 경우는 그 소수점을 버리는 것이다.）을 말한다.）가 0.380 이상이나 저소득층 비율（국勢조사 결과로 표시된 2022년 인구에서 고령자인 65세 이상 인구를 같은 해 인구에서 제외한 후 나온 숫자를 해당 고령자 인구로 나눈 것이다.）이 0.380 이상이나 저소득층 비율（국勢조사 결과로 표시된 2022년 인구에서 15세 이상 30세 미만 인구를 같은 해 인구에서 제외한 후 나온 숫자를 해당 청소년 인구로 나눈 것이다.）이 0.10 미만이라면, 그리고 2022년 재정력 지수 (財政力指数) 가 0.51 미만이라면 해당 시군면은 431,000 원으로 계산된다.

二十二 地籍 調査に要する経費があること。  
二十三 職員 の海外派遣 前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三 職員 の海外派遣 前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四 高等学校寄宿舎に要する経費があること。  
二十四 高등학교의 주거형 학생 수를 기준으로 계산되는 금액  
A × 477,000円 算式의 부호  
A 当該년도의 5월 1일 현재における 시군면립 고등학교의 주거형 학생 수를 기준으로 계산되는 금액

一 高等学校의 주거형 학생 수를 기준으로 계산되는 금액에 0.8을 곱하여 얻은 금액

<p>一十五 炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就業等に要する経費があること。</p> <p>二十六 空港の維持管理に要する経費があること。</p> <p>二十七 下水の高度処理に要する経費があること。</p>	<p>一十八 患者輸送車等に要する経費があること。</p> <p>一十九 だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。</p> <p>二十 高齢者の保健福祉施設の推進に要する経費があること。</p>	<p>一十五 炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就業等に要する経費があること。</p> <p>二十六 空港の維持管理に要する経費があること。</p> <p>二十七 下水の高度処理に要する経費があること。</p>

<p>一十五 炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就業等に要する経費があること。</p> <p>二十六 空港の維持管理に要する経費があること。</p> <p>二十七 下水の高度処理に要する経費があること。</p>	<p>一十八 患者輸送車等に要する経費があること。</p> <p>一十九 だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。</p> <p>二十 高齢者の保健福祉施設の推進に要する経費があること。</p>	<p>一十五 炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就業等に要する経費があること。</p> <p>二十六 空港の維持管理に要する絏費があること。</p> <p>二十七 下水の高度処理に要する絏費があること。</p>

三十一 離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。	三十二 中核市への移行に要する経費があること。	三十三 海外研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。	三十四 渡船場に要する経費があること。	三十五 がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。	三十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。	三十七 市町村の合併によるものに限る。) 準備に要する協議会が設置された年度後に限る。) とす	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十一 離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。	三十二 中核市への移行に要する経費があること。	三十三 海外研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。	三十四 渡船場に要する経費があること。	三十五 がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。	三十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。	三十七 市町村の合併によるものに限る。) 準備に要する協議会が設置された年度後に限る。) とす	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十一 離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。	三十二 中核市への移行に要する経費があること。	三十三 海外研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。	三十四 渡船場に要する経費があること。	三十五 がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。	三十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。	三十七 市町村の合併によるものに限る。) 準備に要する協議会が設置された年度後に限る。) とす	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十一 離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。	三十二 中核市への移行に要する経費があること。	三十三 海外研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。	三十四 渡船場に要する経費があること。	三十五 がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。	三十六 座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。	三十七 市町村の合併によるものに限る。) 準備に要する協議会が設置された年度後に限る。) とす	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ノルム。

ノルム。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

- 一 合併を行つた市町村（合併特例法が適用せらるむるに限る。）に亘り、当該合併関係市町村のうち、次の算式によつて算定した額の合算額（ $100,000,000$ 円を超えるときは、 $100,000,000$ 円とする。）  
（ただし、合併を行つた年度以後十箇年度に限る。）

算式

$$(A - B - C - D) \times ((E - F) / E) \times \alpha \times 0.5$$

費負担平準化に要する  
経費がある

- A 当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るもの）を除く。）  
B Aに充てられた特定財源の額  
C Aのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準事業債還費等として基準財政需要額に算入された公債費

- D Aのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

- E 市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

- F 市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

- a 元利償還金に占める利子（第41号において特別交付税の算定の基礎となつた利子を除く。）の割合
- 11 平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間に亘り、合併を行つた市町村（当該合併関係市町村のうち、以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差は正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図らうとする市町村が、総務大臣の定めるといふにより策定する計画をいふ。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行つた場合における当該繰上償還に伴い支払った補償金の額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額のうち、はずれか少ない額とする。

- 一 次の算式によつて算定した額

ノルム。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

- 一 合併を行つた市町村（合併特例法が適用せらるむるに限る。）に亘り、当該合併関係市町村のうち、次の算式によつて算定した額の合算額（ $100,000,000$ 円を超えるときは、 $100,000,000$ 円とする。）  
（ただし、合併を行つた年度以後十箇年度に限る。）

算式

$$(A - B - C - D) \times ((E - F) / E) \times \alpha \times 0.5$$

費負担平準化に要する  
経費がある

- A 当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るもの）を除く。）  
B Aに充てられた特定財源の額

- C Aのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債還費等として基準財政需要額に算入された公債費

- D Aのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

- E 市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

- F 市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

- a 元利償還金に占める利子（第43号において特別交付税の算定の基礎となつた利子を除く。）の割合
- 11 平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間に亘り、合併を行つた市町村（当該合併関係市町村のうち、以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差は正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図らうとする市町村が、総務大臣の定めるといふにより策定する計画をいふ。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行つた場合における当該繰上償還に伴い支払った補償金の額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額のうち、はずれか少ない額とする。

- 一 次の算式によつて算定した額

の運営に要する経費があること。

A × 986,000 円 × B / 12 月  
算式の符号

A 市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎に入舎する児童又は生徒の数として総務大臣が調査した数

B 寄宿舎の運営月数として総務大臣が調査した数

1) 市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

四十 自動車 運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。  
前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、回答中「117,526 円」であるば、「55,410 円」と読み替えるものとする。

四十 自動車 運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

四十一 公債 特定被災地方公共団体である市町村又は令和四年度の実質公債費比率が十八費負担が多額であること。  
・ ○ペーセント以上（合併特例法第一条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）があつては、十六・〇ペーセント以上）かつ令和三年度の財政力指数が〇・五〇以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A × 0.5 (指定都市以外の市町村にあつては、0.8)

算式の符号

A 年利率が3%を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3%を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対し支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活に限る。）に係る費用の負担に要する経費がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

があること。

A × 896,000 円 × B / 12 月  
算式の符号

A 市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎に入舎する児童又は生徒の数として総務大臣が調査した数

B 寄宿舎の運営月数として総務大臣が調査した数

1) 市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

四十 自動車 運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。  
前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、回答中「132,348 円」であるば、「59,408 円」と読み替えるものとする。

四十 自動車 運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

四十一 公債 特定被災地方公共団体である市町村又は令和三年度の実質公債費比率が十八費負担が多額であること。  
・ ○ペーセント以上（合併特例法第一条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）があつては、十六・〇ペーセント以上）かつ令和二年度の財政力指数が〇・五一以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A × 0.5 (指定都市以外の市町村にあつては、0.8)

算式の符号

A 年利率が3%を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3%を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対し支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活に限る。）に係る費用の負担に要する経費がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

があること。

四十三 不採公的病院等に対する助成を行つてゐる市町村について、前条第一項第一号の表第四十五号（同号一の表第四号及び同号七に係るもの）に規定する算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十四 有床診療所に要する経費が、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいすれか少ない額とする。

一 医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものと含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類）との病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。））に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

算式

$$(A - B) \times 0.3 + (B - C) \times 0.6 + (C - D) \times 0.9$$

(A - B)、(B - C) 又は (C - D) が負数となるときはそれぞれ 0 とし、C が A よりも小さくないときは (A - B) は 0 とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは (A - B)、(B - C) 及び (C - D) は 0 とし、C ≤ D ≤ B のときは (B - C) は (B - D) とし、B ≤ C ≤ D ≤ A 又は C ≤ B ≤ D ≤ A のときは (A - B) は (A - D) とし、B ≤ D ≤ C ≤ A 又は D ≤ B ≤ C ≤ A のときは (A - B) は (A - C) とし、(A - B) × 0.3、(B - C) × 0.6 及び (C - D) × 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 前三年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の稼働病床数
- B 前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

四十三 不採公的病院等に対する助成を行つてゐる市町村について、前条第一項第一号の表第四十五号（同号一の表第四号及び同号七に係るもの）に規定する算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十四 有床診療所に要する経費が、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいすれか少ない額とする。

一 医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものと含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類）との病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。））に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

算式

$$(A - B) \times 0.6 + (B - C) \times 0.9$$

(A - B) 又は (B - C) が負数となるときはそれぞれ 0 とし、C が A よりも小さくないときは (A - B) は 0 とし、B ≤ C ≤ A のときは (A - B) は (A - C) とし、(A - B) × 0.6 及び (B - C) × 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床及び療養病床の稼働病床数
- B 前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数
- C 当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

C 前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

D 当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

区 分	額
一 最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、一二四六、〇〇〇円
二 この表中前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	一、一六五、〇〇〇円
三 この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円

区 分	額
一 最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、一二四六、〇〇〇円
二 この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円
三 この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円

二 救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

四十五 休日 夜間急诊センター又は小児初期救急

一部事務組合等が経営する休日及び夜間の診療を行う病床を有しない診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

四十五 休日 夜間急诊センター又は小児初期救急

一部事務組合等が経営する休日及び夜間の診療を行う病床を有しない診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

センターに  
要する経費  
があること

）であつて、都道府県の医療計画において救急医療を担うものとして定められたものであり、次の表の上欄に掲げる区分に該当するものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に對して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

急センター  
に要する經  
費があるこ  
と。

）であつて、都道府県の医療計画において救急医療を担うものとして定められたものであり、次の表の上欄に掲げる区分に該当するものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に對して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

四十六 不採  
算地区公的  
診療所等の  
助成に要す  
る経費があ  
ること。

**公的診療所等**に對して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に○・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に對して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいづれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一 公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区	分	額
一 最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円	

区	分	額
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が二千六百七十八時間以上四千六百二十二時間未満の診療所	一一、三〇〇千円	一二一、九〇〇千円

四十六 不採  
算地区公的  
診療所等の  
助成に要す  
る経費があ  
ること。

**公的診療所等**（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に對して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に○・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に對して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に○・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいづれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一 公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区	分	額
一 最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円	

区	分	額
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が二千六百七十八時間以上四千六百二十二時間未満の診療所	一一、三〇〇千円	一二一、九〇〇千円

<p>四十七 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p> <p>二 当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額を加算して得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p>	<p>二 不採算地区公的診療所等（不採算地区に所在するものに限る。）のうち病床を有しないものの数として総務大臣が調査した数に七、一〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p> <p>三 救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療をする傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三三一、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p>	<p>二、一六五、〇〇〇円</p> <p>二、一六五、〇〇〇円</p> <p>二、一六五、〇〇〇円</p>
--	---	---

<p>四十七 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p> <p>二 当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額を加算して得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p>	<p>二 救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療をする傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三三一、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p>	<p>二、一六五、〇〇〇円</p> <p>二、一六五、〇〇〇円</p>
--	---	-------------------------------------

<p>四十八 第三 セクター等 改革推進債</p> <p>の利子支払 額があるこ と。</p>	<p>指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。</p>
<p>四十九 上水 道が統合後 に実施する 簡易水道</p>	<p>一 前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十・一ペーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が五・五ペーセント未満」と、「将来負担比率が百六十・三ペーセント未満」とあるのは「将来負担比率が十五・四ペーセント未満」と読み替えるものとする。）</p> <p>二 次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とする。平成二十一年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし）、令和四年度の実質公債費比率が五・五ペーセント未満又は令和四年度の将来負担比率が十五・四ペーセント未満である市町村にあつては零とする。）</p> <p>算式</p> $(A - B \times 0.1) \times C \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額</p> <p>B 地方財政法施行令第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額</p> <p>C 当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が4%を超えるときは、4%とする。）</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A + B + C$
<p>五十年 田園 施設の建設 改良に要す る経費があ るため。</p>	<p>一 総合水道（平成19年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域（以下この号において「旧法過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）</p>

四十九 第三セクター等改革推進債の利子支払額がある」	第三セクター等改革推進債による経費があること。	対策に要する	する。			
五十一 上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改修に要する経費があるり。	○円のいすれか少ない額とし、指定都市以外の市町村においては、次の各号によつて算定した額の合算額又は「五〇〇〇、〇〇〇円のいすれか少ない額とする。	一 前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額（）の場合において、同号中「実質公債費比率が「十・一ペーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が五・七ペーセント未満」と、「将来負担比率が百七十・三ペーセント未満」とあるのは「将来負担比率が「十四・九ペーセント未満」と読み替えるものとする。）	一 次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第二セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下の号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和三年度の実質公債費比率が五・七ペーセント未満又は令和三年度の将来負担比率が「十四・九ペーセント未満である市町村においては零とする。）	一 前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額（）の場合において、同号中「実質公債費比率が「十・一ペーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が五・七ペーセント未満」と、「将来負担比率が百七十・三ペーセント未満」とあるのは「将来負担比率が「十四・九ペーセント未満」と読み替えるものとする。）	A 平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額	（A-B×0.1）×C×0.5
算式	算式の符号					
五十二 上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改修に要する経費があるり。	B 地方財政法施行令第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額	C 当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が4%を超えるときは、4%とする。）	次の算式によつて算定した額とする。	A 平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額	（A-B×0.1）×C×0.5	
算式	算式の符号					
五十三 上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改修に要する経費があるり。						

）において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成19年度から令和2年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.6を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.7を乗じて得た額

）において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成19年度から令和2年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.6を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.7を乗じて得た額

B 総合水道（平成 19 年度以降に統合した事業に限る。）について統合後  
に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業と  
して実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行に  
ついて同意又は許可を得た地方債（旧法過疎地減又は边地において実施さ  
れた建設改良に要する経費の財源に充てるために平成 19 年度から令和 2  
年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものを除く。  
）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道  
事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の  
基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.5 を乗じて得た額の範  
囲内に限る。）に 0.5 を乗じて得た額

B 統合水道（平成 19 年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧法過疎地域又は辺境において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成 19 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものを除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.5 を乗じて得た額の範囲内に限る。）に 0.5 を乗じて得た額

（平成 19 年 4 月 1 日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となつたものに限る。）により簡易水道施設でなくなつたものに限る。）をいう。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために合計 3 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の該当該年度における元利償還金（上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に係る総務大臣が定める繰出基準に該当するものに限る。）の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査し、該額に 0.5 を乗じて得た額の範囲内に限る。）に 0.5 を乗じて得た額

策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。) が、統合後に地方単独事業として実施する旧簡易水道施設(簡易水道施設であった水道施設(平成 19 年 4 月 1 日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更(他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となつたものに限る。)により簡易水道施設でなくなつたものに限る。)をいう。)の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和 3 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金(上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に係る総務大臣が定める繰出基準に該当するものに限る。)の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額(当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査し当額に 0.5 を乗じて得た額の範囲内に限る。)に 0.5 を乗じて得た額

**五十 合併市町村の一体性の速やかなる確立を図る額**

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十一 合併  
市町村の一  
体性の速や  
かな確立を  
かな確立を  
額とする。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

## 五十 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

五十一 合併	合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
併前に要する経費があること。	図るため合併前に要する経費があること。
図るため合併前に要する経費があること。	図るため合併前に要する経費があること。
図るため合併前に要する経費があること。	図るため合併前に要する経費があること。

<p>五十一 合併 市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。</p>	<p>合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。</p>
<p>五十二 医師の派遣を受けることによる経費があること。</p>	<p>合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。</p>
<p>五十三 医師の派遣を受けることによる経費があること。</p>	<p>合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。</p>
<p>五十四 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。</p>	<p>合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。</p>

<p>五十五 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。</p>	<p>合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。</p>
<p>五十六 特定</p>	<p>前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とすること。</p>

間伐等促進  
やへ。

間伐等促進  
やへ。

対策事業に  
要する経費  
の財源に充  
てるために  
借り入れた  
地方債の元  
利償還金が  
あるりへ。

対策事業に  
要する経費  
の財源に充  
てるために  
借り入れた  
地方債の元  
利償還金が  
あるりへ。

五十九 簡易  
水道の建設  
改良に要す  
る経費の財  
源に充てる  
ために借り  
入れた地方  
債の元利償  
還金がある  
る。)

五十九 簡易  
水道の建設  
改良に要す  
る経費の財  
源に充てる  
ために借り  
入れた地方  
債の元利償  
還金がある  
る。)

算式

(A - B × α) + C + D (A - B × α が負数となるときは、零とする。)

算式

(A - B × α) + C + D (A - B × α が負数となるときは、零とする。)

A 簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成 23 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.55 を乗じて得た額の範囲内に限る。）

A 簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成 23 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.55 を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B 簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第 9 条第 1 項の表市町村の項第 9 号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に **6,240 円** を乗じて得た額

B 簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第 9 条第 1 項の表市町村の項第 9 号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に **5,650 円** を乗じて得た額

α 簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成 23 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

α 簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成 23 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

C 統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.5 を乗じて得た額の範囲内に限る。）に 0.45 を乗じて得た額

C 統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に 0.5 を乗じて得た額の範囲内に限る。）に 0.45 を乗じて得た額

D 統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和 3 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。)に0.5を乗じて得た額

中心市街地再活性化等特別対策事業に要する経費の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度における元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とする。

五十七 中心市街地活性化等に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十八 地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利息支払額等があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十九 地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利息支払額等があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。)に0.5を乗じて得た額

中心市街地再活性化等特別対策事業に要する経費の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度における元利償還金の額に○・三を乗じて得た額とする。

五十九 地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利息支払額等があること。

五十九 ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

六十 スクールバス等に要する経費があること。

六十一 スクールバス等に要する経費があること。

六十 ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とす

。

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十一 地域の資源と資産競争力強化法第百二十七条第一項に規定する創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。**

一 次に掲げる額の合算額に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九五八)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十二 地域の資源と資産競争力強化法第百二十七条第一項に規定する創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。**

一 次に掲げる額の合算額に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九五八)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十三 語学指導等を行なう取組による経費**

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九五八)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

。

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九五八)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十四 語学指導等を行なう取組による経費**

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九五八)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

。

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

一 次に掲げる額の合算額に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

**イ 創業支援等事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額**

〔削る〕

**ロ 創業支援等事業計画に基づき行われる地域密着型事業の企画、準備、実施及び再構築に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額**

**三 前条第一項第一号の表第五十八号一に規定する算定方法に準じて算定した額**

一 次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

六十二 遠距離通学対策に要する経費があること。

一 次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 164,192\text{円} + B \times 299,750\text{円}$$

算式の符号

A 市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

B 市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

一 市町村立の小学校及び義務教育学校の後期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

B 市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

一 市町村立の小学校及び義務教育学校の後期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

J E T プログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十三 語学指導等を行なう取組による経費**

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

**六十四 語学指導等を行なう取組による経費**

べきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、九三三)、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

<p>六十四 保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十五 原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。</p>

<p>六十六 排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十七 地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。</p>
<p>六十八 地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。</p>
<p>六十九 地域企業人材支援事業に要する経費があること。</p>

<p>六十九 地域企業人材支援事業に要する経費があること。</p>
<p>七十 地域企業人材支援事業に要する経費があること。</p>
<p>六十八 医師の派遣に要する経費があること。</p>
<p>六十九 医師の派遣に要する経費があること。</p>

援事業に要する経費が、ときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。) に〇・五を乗じて得た額とする。

あること。

七〇 雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。  
地方債の元利償還金があること。

七一 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。  
市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、七一〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

七二 地方衛生研究所の設置に要する経費があること。  
当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

七三 消防団員の年額報酬等に要する算式  
 $(53,886 \text{ 円} \times B - 28,148,000 \text{ 円}) \times A \times C \times D / 100,000 \times 2) \times 0.5$   
すなれば、 $C \times D$  に小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、 $53,886 \text{ 円} \times B - 28,148,000 \text{ 円} \times A \times C \times D / 100,000$  に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。  
算式の符号

A 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3Aに規定する測定単位の数値  
B 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3Bに

事業に要する経費があること。

七四 消防団員の年額報酬等に要する算式  
 $(58,024 \text{ 円} \times B - 27,735,000 \text{ 円}) \times A \times C \times D / 100,000 \times 2) \times 0.5$   
すなれば、 $C \times D$  に小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、 $58,024 \text{ 円} \times B - 27,735,000 \text{ 円} \times A \times C \times D / 100,000$  に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。  
算式の符号

A 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3Aに規定する測定単位の数値  
B 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3Bに

規定する当該市町村の標準額支払団員数

C 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3 Cに規定する段階補正係数

D 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3 Dに規定する密度補正 I 係数

口 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村においては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事 項	算 定 方 法
一 連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があつりと	次の算式によりて算定した額に○・八を乗じて得た額とする。 AのBに対する割合が1.00を超える市町村 A×0.01 AのBに対する割合が0.50を超えて1.00以下の市町村 A×0.0025 算式の符号

事 項	算 定 方 法
一 連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があつりと	次の算式によりて算定した額に○・八を乗じて得た額とする。 —AのBに対する割合が1.00を超える市町村 —A×0.01 —AのBに対する割合が0.50を超えて1.00以下の市町村 —A×0.0025 —算式の符号 —A 当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 —B 当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額次の各号によつて算定した額の合算額とする。 —離島航路等の維持に要する経費に○・八を乗じて得た額 —市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に○・八を乗じて得た額 一一 重要文化財等の保存等に要する経費があること

規定する当該市町村の標準額支払団員数

C 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3 Cに規定する段階補正係数

D 普通交付税に関する省令第9条第1項の表中市町村の項第1号の3 Dに規定する密度補正 I 係数

口 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村においては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事 項	算 定 方 法
一 連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があつりと	次の算式によりて算定した額に○・八を乗じて得た額とする。 —AのBに対する割合が1.00を超える市町村 —A×0.01 —AのBに対する割合が0.50を超えて1.00以下の市町村 —A×0.0025 —算式の符号 —A 当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 —B 当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額次の各号によつて算定した額の合算額とする。 —離島航路等の維持に要する経費に○・八を乗じて得た額 —市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に○・八を乗じて得た額 一一 重要文化財等の保存等に要する経費があること

こと。

一 当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	
区 分	額
一 当該年 度の四月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	重要文化財のうち建造物であるもの 重要文化財のうち建造物以外のもの 登録有形文化財のうち建造物であるも 重要伝統的建造物群保存地区
二 当該年 度の五月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	重要無形民俗文化財及び重要無形民俗文化財 史跡名勝天然記念物

該市町村 の条例に より指定 するもの 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	該市町村 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	二 当該年 度の五月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	九二〇、〇〇〇円						
八十二条 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	八十二条 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円						

一 当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	
区 分	額
一 当該年 度の四月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	重要文化財のうち建造物であるもの 重要文化財のうち建造物以外のもの 登録有形文化財のうち建造物であるも 重要伝統的建造物群保存地区
二 当該年 度の五月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	重要無形民俗文化財及び重要無形民俗文化財 史跡名勝天然記念物

該市町村 の条例に より指定 するもの 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	該市町村 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	二 当該年 度の五月 一日現在 における 文部科学 大臣の指 定、登録 又は選定 に係る文 化財	九二〇、〇〇〇円						
八十二条 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	八十二条 の規定に 基づく当 該市町村 登録有形文化財のうち美術工芸品であ るもの	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円						

又は登録された文化財	登録記念物	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
登録無形文化財	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
登録無形民俗文化財	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
又は登録された文化財	登録記念物	一〇、〇〇〇円

二 当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものとの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三 当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ 伝統的建造物である家屋の敷地

ロ 伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ 伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四 埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区 分	率
保存目的調査等 緊急調査のうち試掘確認調査 緊急調査のうち本発掘調査	〇・八 〇・八 〇・三

又は登録された文化財	登録記念物	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
登録無形文化財	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
登録無形民俗文化財	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
又は登録された文化財	登録記念物	一〇、〇〇〇円

二 当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものとの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三 当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ 伝統的建造物である家屋の敷地

ロ 伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ 伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四 埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区 分	率
保存目的調査等 緊急調査のうち試掘確認調査 緊急調査のうち本発掘調査	〇・八 〇・八 〇・三

#### 四 ケーブル

コミニテイ放送によ

一 ケーブルテレビ又は

二 ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要し

#### 四 ケーブル

コミニテイ放送によ

一 ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要し

## る公共情報 サービスに

た経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいづれか少ない額

る公共情報  
サービスに

た経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいづれか少ない額

要する経費  
があること

ニミニ三テイ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村(並)該公共情報番組の放送について、総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。」こと、公共情報番組の制作及び放送(要)と経費の負担(二・五と併

要する経費  
があること

ニミニ二テイ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（並）該公共情報番組の放送について、総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。」について、公共情報番組の制作及び放送に要する経費の頂点（五五と表記）。

## 五 準用河川の改修等に要する経費があること

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第二百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

五 準用河川の改修等に要する経費があること

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第二百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一 当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

1

一 当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

一　国補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に○・○九一を乗じて得た額

1

一　国補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に○・○八一を乗じて得た額

六 市町村の  
消防の広域  
化の準備に  
要する経費  
があること

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）の準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

市町村の  
消防の広域  
化の準備に  
要する経費  
があること

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）の準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、**第五十号及び第五十一号**の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を経費があること。

市町村の  
消防の広域  
化に要する  
経費がある  
こと。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われるものに限る。）のために広域化対象市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、第五十一号及び第六五二号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額

ハ 小学校又は中学校的建設等に要する経費があること。  
児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に於いて、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額にレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）につては〇・五を、その他の市町村につては〇・七を乗じて得た額とする。

は中学校の  
小学校又  
はプレハブ校  
舎の建設等  
に要する経  
費があるこ  
と。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に於いて、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額には〇・七を乗じて得た額とする。

$$A \times \underline{\underline{87,000}} \text{円} + B \times 128,000 \text{円} + C \times \underline{\underline{23,000}} \text{円}$$

算式の符号

A 当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B 当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C 当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

九 森林病害虫等防除事業に要する経費がある場合

九 森林病害虫等防除事業に要する経費がある場合

業に要する  
経費がある場合  
算式  
 $(A - B) \times 0.5$

業に要する  
経費がある場合  
算式  
 $(A - B) \times 0.5$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該市町村が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数に普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 1,160円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

十 有害鳥獣の駆除に要する経費がある場合

一 鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

十 有害鳥獣の駆除に要する経費がある場合

一 鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額とする。

$$A \times \underline{\underline{74,000}} \text{円} + B \times 128,000 \text{円} + C \times \underline{\underline{22,000}} \text{円}$$

算式の符号

A 当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B 当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C 当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

九 森林病害虫等防除事業に要する経費がある場合  
算式  
 $(A - B) \times 0.5$

九 森林病害虫等防除事業に要する経費がある場合  
算式  
 $(A - B) \times 0.5$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該市町村が負担する額

B 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数に普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 1,075円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

十一 老人ホーム被措置者の数が多い場合

一 有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と

十一 老人ホーム被措置者の数が多い場合

十一 老人ホーム被措置者の数が多い場合

一 有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と

いため特別  
の財政需要  
算式の符号

(A-B) × 2,898,000円 × 0.7

がある」と  
がある」と  
ある。

A

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定により当該年度の 9 月 30 日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に 0.8400 を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B

普通交付税に関する省令第 9 条第 1 項の表市町村の項第 10 号の 2 の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数前条第一項第一号の表第(二)(十一)号に規定する算定方法に準じて算定した額とする対策に要する経費がある。

十  
一  
地盤沈

下対策に要する経費がある。

十  
三  
留学生

支援に要する経費がある。

十  
四  
公害健

康被害の補償等に要する経費がある。

十  
五  
次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に○・○五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額（）とにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	○・一五	
基準財政需要額の五パーセントを超えて十パーセントまでの額	○・三	
基準財政需要額の十パーセントを超えて二十パーセントまでの額	○・五	
基準財政需要額の二十パーセントを超えて四十パーセントまでの額	○・七	

いため特別  
の財政需要  
算式の符号

(A-B) × 2,831,000円 × 0.7

がある」と  
ある。

A

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定により当該年度の 9 月 30 日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に 0.8400 を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B

普通交付税に関する省令第 9 条第 1 項の表市町村の項第 10 号の 2 の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数前条第一項第一号の表第(二)(十一)号に規定する算定方法に準じて算定した額とする対策に要する経費がある。

十  
一  
地盤沈

下対策に要する経費がある。

十  
三  
留学生

支援に要する経費がある。

十  
四  
公害健

康被害の補償等に要する経費がある。

十  
五  
次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に○・○五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額（）とにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	○・一五	
基準財政需要額の五パーセントを超えて十パーセントまでの額	○・三	
基準財政需要額の十パーセントを超えて二十パーセントまでの額	○・五	
基準財政需要額の二十パーセントを超えて四十パーセントまでの額	○・七	

基準財政需要額の四十パーセントを超える六十パーセントまでの額

○・八

基準財政需要額の六十パーセントを超える額

○・九

基準財政需要額の四十パーセントを超える六十パーセントまでの額

○・八

基準財政需要額の六十パーセントを超える額

○・九

口 前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

五 当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

口 前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

五 当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六 地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

六 地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

## 改 正 後

## 附 則

(算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例)

第三条 第二条第一項第一号の表第十五号、第二十号若しくは第三十四号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第一号の表第一号、同項第一号イの表第十五号、第十九号、第三十六号若しくは第五十九号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によつて算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とする)ことがやむ。

(道府県に係る十一月分の算定方法の特例)

第四条 令和五年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする）（表示単位は千円と）、表示単位未満の端数があるとわざ、その端数を四捨五入する）の合算額を加えた額とする。  
 一 べき地保健医療事業実施計画（以下「計画」といふ。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額

$$\text{算式} \\ A + B + C \times 0.6 + D + E \times 0.6 + F \times 0.6$$

算式の符号

A 計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に 42,000 円

を乗じて得た額

B 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に 63,000 円 を乗じて得た額

C 計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に 15,000 円 を乗じて得た額

E 計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F べき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以後に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

## 改 正 前

## 附 則

(算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例)

第三条 第二条第一項第一号の表第十五号、第二十号若しくは第三十四号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第一号の表第一号、同項第一号イの表第十五号、第十九号、第三十六号若しくは第六十号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によつて算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とする)ことがやむ。

(道府県に係る十一月分の算定方法の特例)

第四条 令和四年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする）（表示単位は千円と）、表示単位未満の端数があるとわざ、その端数を四捨五入する）の合算額を加えた額とする。  
 一 べき地保健医療事業実施計画（以下「計画」といふ。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額

$$\text{算式} \\ A + B + C \times 0.6 + D + E \times 0.6 + F \times 0.6$$

算式の符号

A 計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に 37,000 円

を乗じて得た額

B 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に 66,000 円 を乗じて得た額

C 計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に 15,000 円 を乗じて得た額

E 計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F べき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以後に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

二 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に○・八を乗じて得た額

三 不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・四を乗じて得た額

四 ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が○・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・一五を乗じて得た額

五 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一・一六、〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・四を乗じて得た額

六 有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

七 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によつて算定した額の合算額（公職選挙法第一百条第四項又は第二百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に○・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ 電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
五百人未満	三十三万円
五百人以上三千人未満	五十二万円
三千人以上四千五百人未満	七十七万円

二 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に○・八を乗じて得た額

三 不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・四を乗じて得た額

四 ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が○・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に○・一五を乗じて得た額

五 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一・一五、〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・四を乗じて得た額

六 有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

七 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によつて算定した額の合算額（公職選挙法第一百条第四項又は第二百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に○・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ 電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
五百人未満	三十三万円
五百人以上三千人未満	五十二万円
三千人以上四千五百人未満	七十七万円

四千五百人以上

百一〇万円

四千五百人以上

百一〇万円

- 当該区域内の開票所数に五十六万円を乗じて得た額  
八 次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times \alpha$$

算式の符号

A 当該年度において道府県が実施する定住外国人子弟等就学支援策に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

$\alpha$  1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

九 精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

【削除】

- 当該区域内の開票所数に五十六万円を乗じて得た額  
八 次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times \alpha$$

算式の符号

A 当該年度において道府県が実施する定住外国人子弟等就学支援策に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

$\alpha$  1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

九 精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業（平成「十八年熊本地震及び令和二年七月豪雨に係るもの」）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2=

平成二十一年度から令和四年度までの間に限り、第一条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、地方公営企業法第二条第一項第六号に規定する電気事業として実施するごみ固体燃料発電事業に係る施設の整備に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一一を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の人を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

算式

$$(A + B) \times 0.5$$

算式の符号

A ごみ固体燃料の焼却処理施設の整備に要する経費（用地取得費等を除く。）の財源に充てるために借り入れた一般単独事業債（平成25年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金

B 一般会計が電気事業特別会計に出资するため借り入れた地方債（平成25年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金

2=

平成二十一年度から令和七年までの間に限り、第一条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の人を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下一位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては

平成二十一年度から令和七年までの間に限り、第一条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の人を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下一位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては

ては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

二 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、平成二年度以前に国庫補助金を受けて工業用水道の施設建設に着手したもの(ただし、ダム等水源施設を有するものに限る。)で、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業の経営の健全性の確保に要する経費のうち、一般会計が工業用水道事業特別会計に出資するために借り入れた地方債に係る当該年度の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

二 地方公共団体の経営する駐車場事業(平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。)について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費(当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。)として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額の財源に充てるために当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額(当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。)に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額

平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県が、地域国際化協会(国内において海外の政治、経済、文化その他の事情についての理解を増進するため、海外との交流その他の業務を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財團法人で、各道府県・指定都市の区域に係わる業務を行うもののうち、当該区域において中核的・総合調整的・先導的役割を果たしているものとして当該区域ごとに一に限り総務大臣が認定するものをいう。以下同じ。)に出資するために平成二十年度までに借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

令和元年度から令和十五年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業(地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。)において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県については〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の人を乗じて得た数(小数点以下一位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

二 地方公共団体の経営する駐車場事業(平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。)について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費(当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。)として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額の財源に充てるために当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額(当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。)に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額

平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県が、地域国際化協会(国内において海外の政治、経済、文化その他の事情についての理解を増進するため、海外との交流その他の業務を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財團法人で、各道府県・指定都市の区域に係わる業務を行うもののうち、当該区域において中核的・総合調整的・先導的役割を果たしているものとして当該区域ごとに一に限り総務大臣が認定するものをいう。以下同じ。)に出資するために平成二十年度までに借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

令和元年度から令和十五年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業(地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。)において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県については〇・二を、〇・五以上〦・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の人を乗じて得た数(小数点以下一位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。



11 や地域保健医療事業実施計画（以下「この計画」といいます。）を実施する市町村に  
（以下「次の算式」）によつて算定した額

算式

$$A + B + C \times 0.6 + D + E \times 0.6 + F \times 0.6$$

算式の符号

A 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に 51,000 円 を乗じて得た額

B 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に 22,000 回 を乗じて得た額

C 計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に 15,000 円を乗じて得た額

E 計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F べき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成 5 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 10 月 1 日以後に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

11 血縁車両の翻訳や検査による費用など（以下「この算式」）によつて算定した額

算式

$$A + B$$

算式の符号

A 自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に 0.25 を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては 17,300 円を、平面式の施設にあつては 10,500 円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいざれか少ない額とする。）に 0.5 を乗じた額

B 市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に 0.125 を乗じて得た額

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基で（以下「中山間地域等への直接支払」）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべくもとのとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に 一・九六〇 円 を乗じて得た額（表示単位は千円とする。表示単位未満の端数があつてもだ、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得

11 や地域保健医療事業実施計画（以下「この計画」といいます。）を実施する市町村に  
（以下「次の算式」）によつて算定した額

算式

$$A + B + C \times 0.6 + D + E \times 0.6 + F \times 0.6$$

算式の符号

A 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に 53,000 円 を乗じて得た額

B 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に 21,000 回 を乗じて得た額

C 計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D 計画に基づき当該年度に実施されるべき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に 15,000 円を乗じて得た額

E 計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F べき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成 5 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 10 月 1 日以後に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

11 血縁車両の翻訳や検査による費用など（以下「この算式」）によつて算定した額

算式

$$A + B$$

算式の符号

A 自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に 0.25 を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては 17,300 円を、平面式の施設にあつては 10,500 円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいざれか少ない額とする。）に 0.5 を乗じた額

B 市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に 0.125 を乗じて得た額

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基で（以下「中山間地域等への直接支払」）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべくもとのとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に 一・八八〇 円 を乗じて得た額（表示単位は千円とする。表示単位未満の端数があつてもだ、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得

た額

六 前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

八 沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改訂前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この号において「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業を行う公営企業等で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に一、一六、一〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五、五、六〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

〔削る〕

た額

六 前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

八 沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改訂前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この号において「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業を行う公営企業等で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に一、二三、四〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五、九、一〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

十二 次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に三、一、七〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に一、五、七〇〇円を乗じて得た額

得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・三を乗じて得た額

#### 算式の符号

$$(A - B \times 1.1) \times 45,000 \text{ 円}$$

#### 算式の符号

A

前年度の3月31日現在における当該市町村の病院職員数（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B

昭和38年3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

#### 十二 精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

#### 十三 精神保健対策費補助金を受けて施行する心のケア事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

3 平成二十八年度から令和五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4 平成二十六年度から令和五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、地方公共団体が経営する中水道事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から中水道事業に係る特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）及び一般会計が中水道事業に係る特別会計に出资する財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額の合算額に○・五を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の指定都市にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5 平成二十六年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

6 平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が○・八以上の指定都市にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小

3 平成二十八年度から令和四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4 平成二十六年度から令和五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、地方公共団体が経営する中水道事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から中水道事業に係る特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）及び一般会計が中水道事業に係る特別会計に出资する財源に充てるため平成十五年度以前に発行について許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額の合算額に○・五を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の指定都市にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5 平成二十六年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

8 平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費(一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。)の財源に充てるために借り入れた地方債(令和元年度までに発行について同意又は許可を得たものに限る。)の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

〔削る〕

9|| 令和四年度及び令和五年度に限り、第二条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、経営強化プランの策定を行う市町村について、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額(令和四年度及び令和五年度の二年度で一病院当たり計二、〇〇〇、〇〇〇

数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

7 平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

8 平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費(一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。)の財源に充てるために借り入れた地方債(令和元年度までに発行について同意又は許可を得たものに限る。)の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

9|| 7 平成二十六年度から令和十一年度までのうちに、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費(一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。)の財源に充てるために借り入れた地方債(令和元年度までに発行について同意又は許可を得たものに限る。)の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

10|| 8 平成二十六年度から令和十一年度までのうちいづれかの年度を初年度として、当該年度以後連續する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額に○・五を乗じて得た額(当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円)を加えた額とする。

一 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二 個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三 前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

4|| 令和四年度及び令和五年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、経営強化プランの策定を行う市町村について、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額(令和四年度及び令和五年度の二年度で一病院当たり計二、〇〇〇、〇〇〇

円を上限とする。以下この項において同じ。) 又は策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額(「病院当たり五〇〇・〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。) (経営強化プランの策定又は策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その策定又は点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。) (表示単位は千円とする) (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

10 令和三年度から令和七年度のうち、連續する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向け病床機能の見直しに取り組む公立病院を支援するために、総務省及び当該見直しに関する専門的知見を有する者が連携して行う事業として実施される経営支援の活用に要する経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額(当該経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。)に〇・八を乗じて得た額(連續する三箇年度までの期間において、四〇〇〇・〇〇〇円を上限とする。) (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

11 令和三年度から令和十五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業(地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。)において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

12 令和元年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費(一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。)の財源に充てるために借り入れた地方債(平成二十六年度から平成三十年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。)の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

円を上限とする。以下この項において同じ。) (経営強化プランの策定を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その策定に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。) (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

13 令和三年度から令和七年度のうち、連續する三箇年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業(地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。)において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〦・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

14 令和元年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費(一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。)の財源に充てるために借り入れた地方債(平成二十六年度から平成三十年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。)の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〦・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を加えた額とする。

13 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(各号に掲げる事項については、これらの

新設

規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以

上○・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する）を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する）を、

一 次の(1)又は(2)によつて算定した額のうち、いづれか少ない額

(1) 当該市町村の経営する自動車運送事業について、地方単独事業として行う燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三を乗じて得た額

(2) 燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、当該市町村が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額（特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の範囲内に限る。）

二 証明書自動交付（個人番号カード）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用し、住民票の写し等の証明書の自動交付を行うことをいう。）に必要な機器及び情報システムの整備に要する経費として総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額

14 令和五年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

15 令和五年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準する算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号から第六号までに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 外国の方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二 中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

三 自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

四 不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に

14 〔新設〕

令和四年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準する算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号から第六号までに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 外国の方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二 中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

三 自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

四 不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に

○・四を乗じて得た額

五 地理情報システムの開発導入を行う市町村（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、指定都市にあつては一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を、指定都市以外の市町村にあつては六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）

六 視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るために音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

16|| 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは、「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額」とあるのは、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）」第二条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

17|| 令和五年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

18|| 令和五年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して十二月に交付すべき特別交付税の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額及び同項第六号の額の合算額に、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第一号の額の合算額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一二二を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十三億千百万円をえた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第八条 令和五年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 令和五年十月三十一日までに東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条第一項第一号において「法」という。）第二条第一項に規定す

○・四を乗じて得た額

五 地理情報システムの開発導入を行う市町村（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、指定都市にあつては一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を、指定都市以外の市町村にあつては六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）

六 視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るために音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

16|| 令和二年度から令和四年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは、「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額」とあるのは、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）」第二条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

17|| 令和四年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

18|| 令和四年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して十二月に交付すべき特別交付税の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額及び同項第六号の額の合算額に、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第一号の額の合算額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一二〇を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十七億七千万円を超えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第八条 令和四年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 令和四年十月三十一日までに東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条第一項第一号において「法」という。）第二条第一項に規定す

る東日本大震災をいう。以下同じ。)の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定被災地方公共団体である県(以下「特定県」という。)以外の道府県にあつては当該額に○・八を乗じて得た額)

二 令和五年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定県以外の道府県にあつては当該額に○・八を乗じて得た額)

三 令和五年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の東日本大震災に係る災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

四 令和五年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

五 令和五年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六 令和五年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七 令和五年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八 令和五年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額

2 令和五年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十四号、第五十一号及び第六十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例)

第九条 令和五年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 令和五年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域(法第二条第三項に規定する区域をいう。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村(以下「特定市町村」という。)以外の市町村にあつては当該

る東日本大震災をいう。以下同じ。)の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定被災地方公共団体である県(以下「特定県」という。)以外の道府県にあつては当該額に○・八を乗じて得た額)

二 令和四年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定県以外の道府県にあつては当該額に○・八を乗じて得た額)

三 令和四年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の東日本大震災に係る災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

四 令和四年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

五 令和四年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六 令和四年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七 令和四年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八 令和四年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額

2 令和四年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十四号、第五十一号及び第六十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例)

第九条 令和四年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 令和四年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域(法第二条第三項に規定する区域をいう。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村(以下「特定市町村」という。)以外の市町村にあつては当該

額に○・八を乗じて得た額)

二 令和五年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち

特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町

村にあつては当該額に○・八を乗じて得た額）

三 前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 令和五年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に

より当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染に要した経

費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六 令和五年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に

伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし

て総務大臣が調査した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2 令和五年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一

号口の表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十

六号及び第六十号並びに同項第三号口の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用し

ない。

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条 令和五年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

額に○・八を乗じて得た額）

二 令和四年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち

特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町

村にあつては当該額に○・八を乗じて得た額）

三 前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 令和四年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に

より当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染に要した経

費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六 令和四年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に

伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし

て総務大臣が調査した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2 令和四年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一

号口の表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十

六号及び第六十一号並びに同項第三号口の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用し

しない。

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条 令和四年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

額に○・八を乗じて得た額）

二 令和二十八年熊本地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条 令和五年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は

特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町

村にあつては当該額に○・八を乗じて得た額）

三 前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 令和五年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち

特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町

村にあつては当該額に○・八を乗じて得た額）

六 令和五年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に

伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし

て総務大臣が調査した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2 令和四年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一

号口の表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十

六号及び第六十一号並びに同項第三号口の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用し

しない。

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条 令和四年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・八を乗じて得た額

〔削る〕

拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ 震度六弱以上が観測された市町村

ロ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税率収入割合が五パーセントを超えている市町村

二 前条第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ 震度六弱以上が観測された市町村

ロ 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税率収入割合が五パーセントを超えている市町村

二 前条第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

附 則

この省令は、公布の日から施行する。